

平成24年3月甲良町議会定例会会議録

平成24年3月8日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	木村修	6番	宮寄光一
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	図書館長	山本一孝
直売所準備室長	阪東克美	保健福祉課参事	片岡聡
総務課参事	陌間忍	社会教育課参事	池田弥太郎

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午後 1時30分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年3月甲良町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 木村議員および6番 宮寄議員を指名いたします。

日程第2 昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番 山田議員の一般質問を許します。

山田議員。

○**山田議員** 10番 山田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、甲良町財政、本当に逼迫した財政だとお聞きしております。また、予算書におきましても本当に厳しい予算の中で職員の方、いろいろ苦勞いただいて予算をつけていただいていると思っておりますけれども、毎年いただいている特別交付税なんですけれども、お聞きすると、去年の3.11の大震災で東北の方にそういう予算が行くというようなことは耳にするんですけれども、今年度、1月24日に中央の方へ陳情に行かれたということをお聞きしておりますけれども、甲良町が特別交付税をいただく、陳情するという、その内容ですね。どういう項目で陳情なされたのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** それでは、特交の陳情の件と内容についてということで質問いただきました。

この1月24、25日に豊郷と甲良町で2町連絡協議会というのをつくらせていただいております。かつては虎姫もまぜて3町連絡協議会であったわけなんですけれども、今現在は2町連絡協議会というものでございます。国の方には川端総務大臣をはじめ、国土交通大臣、また県選出の議員さん、総務省、国土交通省へ陳情に行きました。また、1月31日は、その2町連絡協議会で滋賀県知事、自治振興課、住宅課へ陳情いたしております。人権問題解決のための財政対策全国協議会という組織も設立されておまして、2月2日、3日、民主党の陳情、そして、県選出国會議員、総務省ということで陳情いたしまして、合計3回の特別交付税の増額陳情をさせていただいているというものでございます。特には公務が執行しておりますけれども、各それぞれの分野、産業、就労、教育、福祉、地域づくり等々の中での課題解決に向けて、

人的要因を含めまして事業推進には財源が必要でございますし、地域改善対策事業債等の償還に充てる財源の対処もお願いをしながら特別交付税の配分について特段のご配慮をお願いをしているということでの陳情内容でございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** お聞きしたところ、本当にごく普通といいましょうか、一般的な陳情だとお伺いしますけれども、かつて虎姫さん、そして豊郷さん、甲良町という3町協議会ということで、仮称、旧の同和地区が存在をした、そういうポイントの大きな町がそういう協議会をつくっていたということをお伺いしておるんですけども、甲良町におきましても47%ですか、そのぐらいの方がおられるということで、同和対策事業の残務整理とか、いろんなこともお聞きしております。そこで、甲良町にとって4億4,000万弱、昨年22年度ですか、いただいているということで、その一般財源の1割近いお金がその普通交付税ということで、この間お伺いすると、北川町長は、残念ながら東京へは何らかの事情で行けなかったということでございますけれども、甲良町にとって4億4,000万、特別交付税の重みですね。どれだけ重要な財源なのかということを経務課長でも結構ですし、町長でもよろしいので、特別交付税が重きところであるのではないかと私個人は思っているんですけども、その点、ちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 議員がおっしゃっていただきましたように、人口比率ということから言いますと、44.0%ということになろうかと思えますし、22年度の特別交付税の交付額は4億4,000万余りというものでございます。もうご存じいただいているかと思えますけども、普通交付税は人口あるいは面積等で公式算定によりまして数字的にしっかりとした数字をはじき出すという形になってまいります。特別交付税につきましては、その市町村の特殊な財政事情が見込まれるということにかんがみまして、その特殊な財政事情に応じて交付されるというものでございます。

言いましたように、決定された交付税の額の算定につきましては、細かな裁定内容は公表されないということでこちらもおわかりいただいておりますけども、旧の同和対策関係の事業費としましては、例えば人権課、あるいは保育園の加配の人員費、住宅関係の維持補修、そして、人権啓発関係の補助等々をお願いをするということでこちらの方は言わせていただいております。

現実には、同和対策事業関係の事業費にどのぐらいカウントされているかということは定かではございません。琵琶湖の水質保全や農業振興、廃棄物対策、障害者対策、そういうふうなものを含めて特殊な事情ということでお願

いをしておるところでございます。

おっしゃっていただいていますように、自主財源が非常に脆弱だということでございます。普通交付税、また特別交付税によりまして私どもの町はしっかりと行政運営をさせていただいているということは議員もご存じいただいていることだと思いますし、行政もそのように認識しています。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** よくわかりました。適切な使用といたしますか、そういう適材適所のところに配分いただき、そういうお使い方をいただければありがたいかなと思っております。

続きまして、昨年度、23年度に一般競争入札制度に導入されて、甲良町の公共事業といたしまして何本かの入札は出されていると思うんです。その中で、年間何本ぐらい入札があったのか、そして、町外業者、町内業者がおのぐらの割合で、数でも結構ですので、町外業者が何本、そして、内、町内業者が何本落札されているのか。そして、平均の落札率ですね。予定価格からどれぐらいの金額で落札をされているのか。その平均という数字がもしわかれば教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**米田企画監理課長** 今の年間の入札本数、また町内、町外の業者の受注数ということで、年間の入札の本数につきましては、コンサルも入れますと35本ということになります。ということで、それで、内訳といたしましては、土木一式が9本出ております。そのうち町内、準町内が8者と。町外が1者というようなことで、建築、舗装、電気、水道、造園、舗装というようなことで、先ほど言いました35本のうち、コンサル、町外が8者で、8本出ておるわけなんですけど、それを除きますと合計で27本というようになります。そうした中、町内、準町内の落札ですけれど、18者。町外が9者というようなことでございます。

予定価格の平均といたしましては、その事業内容によっていろいろですけど、平均というのは全体的にはちょっと手持ち資料で持っていないので何とも言えないんですけど、これは企画監理課のカウンターに公表しておりますので、また業種別にもいろいろありますので、見ていただければというように思っております。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** 呉竹の住宅の解体工事で、予定価格が1,100万前後の予定価格が479万ぐらいで落札されたと。普通考えてみれば50%以下の落札ということは考えられないんですけども、解体工事ということでいろんな、解体する段にはそれなりの機械を使ったり、手で作業したりする、それは大体

検討はつくんですけども、解体材の廃棄物の処理ですね。処理に私は結構莫大なお金がかかるんじゃないかなという思いはするんですけども、落札金額で指示書に書かれたような適正な処分がなされているのか。マニフェストだけで判断をしておられるのか。前回の舗装工事の問題もあったように厚みが足りないとか、そういう問題もありましたけども、最終処分まで、写真とか、そういう確認は行政の方でなされているのか。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今ほどの呉竹の住宅の解体ということで、予定が1, 100万、ちょっと資料は持っていないんですけど、480万ぐらいであるということの議員の申し出であります。

この事業については、基本的に現場説明も含めて内容について処分を含めてですけど、言説を行いながら行った入札でございます。この処分とか、また実績等の報告等については、一応担当課の方に確認をお願いしたいというふうに思います。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 当事業につきましては、施工管理の関係で補助金もいただいている内容でございますので、確認はさせていただいています。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 最終処分までの確認はいただいているということですね。その写真とか、そういうものは添付されているという形になっているんですか。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 もちろん検査の内容によりますので、今、議員の方がご質問の細かな写真等すべてつけているというものではないと思います。今回、ごめんなさい、私も今検査段階の資料を手元に持っておりませんので。ただ、幸い今回の業者は自社での処分施設も持ち合わせていたということもありまして、書類等については検査員さんの検査も当然あるわけですけども、事業主体の検査の中でも確認はさせていただいているというものでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 私がお聞きしているのは、落札された業者さんは、中間処理業者だと聞いているんですが、最終処分のできる業者さんですか。それだけお尋ねします。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 申しわけございません。今、手元に資料を持っていないんですけども、その関連ということで中間業者ももちろん最終処分との業者間のつながりもございまして、そういう産廃関係の自社での処理業務を持って

いるというふうに認識しておりましたので、今のような答弁をさせていただきました。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** ということは、1, 100万前後の額を甲良町は提示しているわけですね、予定価格で。というのほどこを基本にその金額が出てきたのか。最終処分をしてこれだけの、建物自体がもうわかっていますので、どれぐらいの立米数でどのぐらいのごみが出るというのは大体わかると思うんです。ということは、おのずと見積もりをする段階でこのぐらいの処分費はかかるやろうということはできると思うんですよ。半額でできるということは、それだけの予定価格をなぜ提示したのか。1, 100万の予定価格がなぜ500万を切った落札価格になるのか。それは、専門家が見積もりというか、予定価格の見積もりをされているんじゃないんですか。ちょっとお答えください。

○**建部議長** 人権課長。

○**中山人権課長** 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、私どもの業務の中で、特に専門的という知識は持ち合わせていない部分がございますので、県の指導なり、当然積算に当たりましてはうちも補助金をいただいておりますので、その県の基準に基づきまして妥当な、県の表示価格によって積算を行ってチェックを受けているものでございます。

ただ、落札につきましては、業者努力ということで出てまいっておりますので、その部分については私どもの方ではちょっと。

○**建部議長** 山田議員。この問題では3回超えていますから。

○**山田議員** わかりました。庁舎内にはそういう専門知識を持った方がいないということでよろしいですね。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** この1, 100万というのは、もともと設計価格、私が入権課長から聞いたときはかなり高かったんです。その最初の価格、積算の価格は。平屋の建物で何でそないにするんやと。もう1回積算価格を見直してもらえと県の方ということで、話をさせていただいたのが1, 100万が出たんやけども、県の方でもまだ若干高いというような話ではあったわけです。今回の解体については、当然業者さんが最終処分もきちっとするということ、責任持ってやってもらうということで、それは最初に説明の中でしているし、現地説明も皆しています。最終的には更地にしてもらってきちっとしてもらおうというのが最終の目的ですので、その中で今回は皆で町内業者が十七、八者あったな。それと落札業者1者が町外。十七、八ぐらいの町内業者と町外業者1者。500万切ったのは、町内業者でもう1者あった。私の記憶では。

490万か、500万すれすれぐらいか、あったと思うんですよ。一番最低の業者が町外業者。今回は、最低制限は設けないというようなことで入札をやっているので、一番安い業者さんに落札をするというような方向をとったということです。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** 町外業者さんなんですけども、自分のところで処分の施設を持っているということをお聞きしておりますし、調査をするにしてもそこまで行って、どれがどの材料やということも多分わからないんじゃないかなという気もしておりますけども、行政の方でそういう検査を十二分に行っていて適正な処分がされているかというのを把握していただければ結構でございます。

次に、この地元業者さんが18者落札された。27本のうちの18本は地元業者さんということで、それでいいんですけども、私、先般ある研修会に寄せていただいたら、町の経済の活性化は、やはり町の中で、言葉がこれ、適切かどうかわからないですけども、お金を回すと。公共事業が出れば町内業者さんに極力受注していただいて、そして町内で消費もいただき、そういうお金の流れが経済を発展させる、地元経済を発展させる1つの施策だというようなことも研修の中でお聞きしたんですけども、この1年間、そういう一般競争入札を導入されて、24年度、もうそろそろいろんな入札の方の業者さんのあれとか、より審議も出てくるかもわかりませんが、24年度も引き続きそのような施策をとられるのか。極力町内業者さんが受注できるような指名競争入札に戻していただいて、少しでも経済的な効果を図れるような施策はお考えになられていないのか。ちょっとそこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**米田企画監理課長** 今の質問ですけれど、平成23年度の入札制度の改正案ということで、平成23年度の事業というか、入札については、もう既に終わりましたので、このことをふまえてですけれど、平成24年度の入札につきましては、建設業法を基本にいたしまして、平成24年度の建設工事等発注見通しというものが毎年1年分とかいうことで、前期、後期とかいう形でインターネットを通してでも公表しているということですので、町としてこの工事発注見通しを見据えた上で建設工事発注方式の見直し等について契約審査会等で協議、検討していく予定をしているところでございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田議員** そういう前向きな検討をしていただいて、予算書の中にも、土木費の中に交流村の延長の、交流村の西側の道路の延長の工事も1億近いお金

が記載されてありましたが、1億というと本当に相当な大きな仕事で、町内業者の1号クラスか、そういう形になろうかなというふうに思いますけども、それを分離発注とか、そういう形に小分けにさせていただいて、業者さんが少しでも仕事で潤うような施策を考えていただきたいと思います。

この1年間、私の方にも相当な入札制度についてのクレーム、そして批判、議会がそういうふうに決めたのかというようなことを苦情を言われる方が、業者の方ですけども、あったんですけども、庁舎内に企画監理課なり、町長なり、そういうところに業者さんからのいろんなクレーム、そして要望等があったのか。そしてまた、どのようなクレーム、要望があったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**米田企画監理課長** 町内業者の反応ということで、1年経過しました。そうした中、平成23年、議員も以前言われたように、議会が決めたんかというようなことで私に問い合わせとか、問い合わせもあるというようなことでございましたけれど、指名競争入札、平成23年度に条件つき一般競争入札を導入したことによりまして、町内業者の方は入札参加申請の手続というのがインターネットを通して、様式とか記入方法とかというようなことで、初めのうちは戸惑いもありました。そうした中、何でこんなこと、こんな面倒くさいとか、こんな複雑な手続が必要なんかというようなこと等が当初のうちにはありました。けれど、ここ最近になりましては、今では定着してきているような状況であるということで、大きな質問とか、入札制度に対しての問い合わせ等についてはほとんどなくなってきているということで、ある一定定着してきたかなということで、当然、この1年間におきましては、担当課の方としても、せっかく入札に参加していただきますので、できたら参加していただいて、議員おっしゃるように、地元の業者ということで、建設業者も多いということで応札された場合においても、せっかく応札されても無効とならないよう、やはりこういう点についてもということで、入札の会場においても注意事項を言いながら、今日までのことをふまえながら、こちらの方も勉強しながら取り組んでいるということでございます。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** まず、条件つき一般競争入札、これについては、実は私が選挙に出たときの公約なんです。今までの指名競争入札から一般競争入札に私は変えますと、町長選挙で受かったら、というのが私の公約で出馬をさせていただいた。これはなぜかというたら、公正公平な入札制度に変える。どなたも同じ条件で競争原理を働かせていただいて、技術のレベルアップも図っていただいて入札に参加をしていただく。

ただし、金額の少ない工事、そういうものはできるだけ町内業者さんを選択した形でやりましょうというような方向で、この23年度は点数でそれを制限をしています。したがって、金額は、これだけの金額に対しては何点までの人というようなことでやっています。今、議員の言った金屋池寺長寺線の改良工事、これも一括するということはありません。分離発注して、できるだけ多くの機会を地元業者にチャンスとして与えて、その中で一生懸命努力をしてもらう、企業努力してもらうということが大事ということで進めていきたいし、今後もその方向で行きます。

ただ、一般競争入札によって競争原理、やはり働きます。そのことで非常に甲良町も財政が厳しい中で、その結果、全体の落札率が下がってきて、今まで会計管理者が一時借入れ、一時借入れを起こしていた分が、それをしなくてもよいぐらいに若干はなってきたということは、それだけの効果も出てきているのではないかと。

したがって、地元業者オンリーというのは非常にいいんですけども、甲良町も財政の問題も並行して考えていくと、少しでも安い金額に工事がしてもらえるとこの方がありがたいという部分もある。ただし、それを全く無視して、どんな金額もすべての町内、町外を含めた形ということは考えていません。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 そういうお考えをいただければいいですけど、発注側と受注側とのいろんな思いがあります。税収の減にもつながる原因の1つでもあろうかと私は思っております。町内業者、相当な方が、土木建築に携わっている方がおられる中で、せっかく地元に出たのに地元の業者さん、また、従事されている方々が全然携われないというような、本当に寂しいというか、もったいないというか、そういう形は極力避けていただいて、極力甲良町民が潤う、そしてまた、行政が財政が潤うような施策を考えていただきたいと思えます。

次に、昨日も阪東議員の方から医療費負担について質問があったかと思うんですけども、今現在、近隣の多賀町さん、豊郷町さんは、小学6年生までが無料化と。無料というか、全額補助という形をとられております。ちなみに、金額をお聞きしますと、豊郷さんは小学生が405名、そして23年からあそこは始まって、6月から始まって、月平均大体50万から60万ぐらいの負担があるということはお聞きしております。多賀町さんはちょっと高いんです。理由はちょっとわからないんですけども、397名の児童さん、小学校の児童さんがおられるんですけども、平均80万ぐらいかかっているようなことを聞いたんです。だから、甲良町は、小学生さんは入院、中学校

までは入院の補助はしておられると。そして、通院は小学校入学前の児童さんまでがしておられるということで、今現在、小学校、中学校が入院にかかった経費がもしわかれば、いかほど負担をしておられるのか、ちょっとお聞かせいただくとありがたいんですけども。資料がなければ、また後日でも結構です。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今の質問に答えさせていただいたんですけども、資料等を持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきたいと思えます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 私も選挙に出させていただく前にいろいろ要望、こういうふうにやってくれ、ああいうふうにやってくれというようなことをお聞きしております。小学生をお持ちの方、中学生をお持ちの方、3回行くところを病院は1回ぐらいにして、薬で我慢させておこうとか、そういうようなことをおっしゃられている父兄の方もおられました。だから。せめて隣の近隣の豊郷さん、多賀町さんは、小学生までは補助をされているということを、僕らより先に父兄の方がよくご存じだと思います。いろんなところでお話が出てそういう形になっているんだと思いますけども、きのうも阪東議員がおっしゃったように、近隣の町がそのように考えておられて一生懸命努力されてやられているということは、甲良町も頑張ってもらってやってくれないかと、そういうように行政にお願いしていただきたいというような言葉は聞いておりますので、ぜひ前向きな考えを。

課長がお答えできなければ町長がどのようにお考えか、ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○建部議長 町長。

○北川町長 昨年の議会で、一般質問等で、いわゆる中学生までの入院費の無料、そういういろいろとご提案もいただきました。その直後でもありますので、当分の間はこの状況で行かせていただきながら、もう少しまた先にまた配慮させていただくというようなことの検討もさせていただくということでお許しいただきたい。このように思います。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 検討と言わずに、本当に約束、公約をいただくとありがたいんですけども、私からもぜひお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次に、3番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 3番 西川でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、昨年のお話なんですが、古着の回収という形で放送されて、広報にも載っていたんだと思うんですが、通知がありました。ところが、天候不順の場合には中止するという事になっておったわけなんですけど、どうも雨が降っていたんですが、実施されたような状態になっていまして、私もあちこちから、やっちはるやないかという話で電話させていただきましたら、住民課長の方も持ってこられたのというような話があったんですが、再度実施していただきたいということを昨年要望しました。考えるということだったんですが、予算の都合もあるんだと思うんですけど、ぜひ再度実施していただきたいということと、このこと自身は大変有意義なことでもあると思います。リサイクルもできるし、家庭においては物が片づくというような形にもなりますので、できれば私の気持ちとしては、年2回程度やっていただけないかなということをお願いしたいと思うんですが、いかがでございますか。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 済みません。去年は11月19日の土曜日にさせていただきました。当日雨が降っていましたのでどうしようかということでしたが、強硬的にやらせていただいたということで、そのことが住民さんには周知できてなくて、案内では、中止の場合は連絡させてもらいますということだけでした。ただ、ああいう天候の場合はやっているかどうか、住民さんは迷われたと思いますので、今後そういうことがないように案内は周知したいと思います。

おっしゃられるように、甲良町では古着回収を年1回しかやっておりません。1回というのは少し少な過ぎるかなという思いもありますので、時期的なことは今お話しできませんけれど、最低2回ぐらいできるような方法は少し考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ぜひ実現していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、行財政という形でお聞きしたいと思います。

私、何回か甲良町、人口減少のスピードが速いという形で質問させていただきましたが、歯どめ策とかいろいろと私も提案したり、こういうことが問題だとかいう形での話はさせていただいたつもりでございますが、今回はちょっと別角度からのお話としまして、職員体制のことをちょっとお聞きしたいという形で、1番としまして、決算額と職員体制という形で資料を要求し

ておりました、資料をいただきました。その辺の形で予算が減るに従って正規職員数は減っているというのがあらわれております。その辺のところはあるんですが、ここで臨時職員数と合わせますと、ほぼ横ばいという形で進行しているかと思うんですが、今後の関係を新年度体制というような形でどのようにされていくのかという形のお話と、それから、町税と人件費がほぼ一緒、扶助費を入れるとオーバーしているというような人件費があるわけですが、その辺のところの問題で、人件費と職員数の問題に関して、全国平均と比較してどのような甲良町は位置にあるのか。予算に占める割合としてはどのような位置にあるのか。県内ではどうか。比較がなかなか難しいと思うんですが、諸条件、いろいろと違うと思いますので、お答えが難しいかとも思いますが、ひとつ、わかれば教えていただきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 西川議員の方には今日ですけども、一般質問が始まる前に資料をお出しをさせていただきました。少し皆さんにはわかりにくいというふうなことかと思えます。

昭和55年度を同和対策事業の最盛期と、この質問の中で当てはめてみまして、普通会計の決算額は44億、その当時5,000万円余りということでした。町の職員は、正規の職員が146人で、臨時職員が4人で合計150人というものでございます。これは、そんな資料がありませんので、昔の職員の異動表で見えておりますので若干の数字の違いはあるかもわかりません。そして、平成23年度の直近の予算計上の額については、正規の職員は111人で、臨時職員が58名。合計169名となっております。要は、正規の職員は31年ぐらいの間に35人減少してしまして、逆に臨時職員は54名増えているということが大づかみで言えようかと思えます。

これについては、要因としましては、昭和55年当時とは状況が変わってきているというか、社会情勢が変わってきております。特に臨時職員さんの中でお願いをしている部分、例えば、農業の指導員さん、そしてレセプトの点検をしていただいたり、保育士の数の増員、調理師さん、新しい需要として図書館の司書、また学童の職員、新しい要因で子育て支援センターの職員、英語指導員、小中学校の臨時職員や不当要求対策官、そういう方々、最近では緊急雇用ということでのその数字も入れていただいているということもございまして、臨時職員の数は増えているということが言えようかと思っております。

来年度は、今年は定年退職として見てみると、1人が定年退職しまして、平成24年度の採用は、一般事務職を5人、そして保育士を1名、保健師1名の合計7名を採用するというところでお願いをしているところでございます。

それと、言っていただきました全体の類似団体との比較はどうだというふうなことでございますけども、地方公共団体の定員管理の調査がございまして、その比較からいくと、普通会計ベースでいくと五、六人多いというふうなことが言えるのかなということでございます。ただ、特別交付税のを言いましたけれども、それぞれの町の特殊な事情がございまして、単純比較はできないということだけお含みをいただきたいと思えます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。それで、今、甲良町の場合、五、六人多いという形なんですけど、全国平均で五、六人多いという形なんですけど、それは一般職、正規職員の方の話という理解でよろしいんですか。それと、臨時職まで含めた形ですか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 正規職員ということになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今、臨時職まで入れますと1人が46人の面倒を見ているような勘定という形になるかと思うんですけど、人口に対してですね。その辺がいいのかどうかというのは、私もちょっとわかりません。これからいろいろ勉強していかないかと思うんですけど、大阪市が打ち出しました3万8,000人の職員、これは交通局だとかいろいろなことがあるので、民営化とかいうようなことを考えていくようなんですけど、半分削減するというような話も出てきていまして、それを橋下市長はやっていくのかなという気がせんでもないんですけど、それがいいとか悪いとか、私も言えないのであれなんですけど、こういうようなのをいろいろ参考にさせていただいて、今後はよい面は伸ばす、マイナスのところがあれば改善していただくとか、改革、改善されることをやっていただきたいというふうに思えますので、よろしく願い申し上げます。

それから、今の現状ですと若干の増でしかありませんので、今後の問題としてはこれからも予算が減っていくに従って厳しくなっていくことは事実でございますので、人口は減っていくわ、予算は減るわという形の中にはっていきますと、職員数の採用見合わせだとか、そういうような形も発生するかと思いますけど、その時点で住民に負担を押しつけることじゃなくして、やはり職員の一人一人のさらなる質の向上をめざしていただいて、住民が、行政、ようやってくれるなという体制に持って行っていただけるようなことをお願いしたいというふうに思えます。

次に、2番目としまして、今後、今、退職者は新年度では1人というふうにお聞きしましたが、要職者の定年退職者がここ二、三年続くと、大量とは

言いませんけど、出るというふうに聞いておるんですけど、業務に支障なく適材適所の移行ができるような体制をとっておられるのかという形をちょっとお聞きしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 来年は8名と、24年が8名と25年度末で10名、約18名のほとんど管理職が定年を迎えると。だから、ここのひな壇にいてる人の7割ぐらいは消えてしまうのかなというようなことで、非常に私も危惧をしています。何もかも知り尽くしている管理職がずぼっと抜けてしまうということになると大変やなど、そういう思いをいたしております。

しかし、定年になるまではこのひな壇に座ってもらうということになるので、かわりに今から養成して入れるということではできません。しかし、次に管理職に登用していく、そういう人材は年功序列じゃなくて、それなりに適材適所でしっかりと仕事をしてもらえるような人を育てていくということは非常に大事なかなと。したがって、次年度からも、もしできれば、例えば県の方、大津の、彦根の市役所の方と、そういうところにも出向をしてもらって、いろんな勉強、知識を得てもらうという要請も必要かなというような思いをしておりますが、一番頭の痛いのは、議員おっしゃるように、大量にずぼっと抜けることによって、どう、今度しっかりとその後がまを育てるかということで、今、頭をちょうど考えている最中でございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町長もおっしゃったように、約2割が抜けるということは年齢構成から言っても激しいのかなというふうに思います。相当若い人を引き上げるとかいう形のこととか、いろんなことを考えて行かざるを得なくなってくるんだとは思いますが、その辺、今町長がおっしゃったように、出向させて、勉強させる。それも早い目の段階でやらないと難しいかなという点もありますので、ぜひそこはよろしく願いしておきたいと思います。

次に、業務の課題におきまして、これは以前の話なんですけど、町長がおっしゃったということなんですけど、専門能力を必要とする方を採用とする話を、私、聞いたんですけど、それは何課で実際に採用されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 実は、この23年度の採用のときに、22年の夏、8月、23年度の新採用は8月に2次試験が町内でございます。その前に県の方で先に上級試験をやります。最初は1名の募集をするということでしたが、いわゆる24年度、25年度で大量に退職を迎えるということもあって、少し採用人数を増やそうというようなことから、4名の採用をしようということで県の

方の試験でも一斉テストがございました。その県の試験を受けて、その中で点数のクリアできた人が4名、ここで2次試験をやりました。2次試験をやった中で、4名とも一応クリアができたということで採用通知を出させていただきました。その中に、できるだけ専門知識を持った人がいいなというようなことで、幸い一級建築士の資格を持った人がおられたので、その人も採用させていただくということで、採用通知を送付しました。去年の3月の28、9日ごろに、突然この一級建築士の資格を持った人が辞退を申し入れてきました。非常に残念やなと思いましたが、これも本人からの申し出ですので、特別そういう資格を持った人をあえて意識的に採用したのではなくて、たまたま資格を持った有資格者が採用試験を受けられたというようなことでありました。

が、しかし、非常に残念やなど。あとの残りの3人の人は今現在頑張っていると思います。総務課と税務課と教育委員会、その3つの部署で頑張っているというようにございまして、今度は一応資格としては、新年度の採用の中に、先ほど総務課長が言いましたように、保健師と保育士、これは専門職です。のお二人は採用しております。ただ、保健師もなかなか見つからない。どうしても一斉テストになると大きい町の方に流れてしまうというような傾向があつてなかなか見つからないという中で、1人だけ何とか確保できたというのが実情です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 前回も保育士の件は私もさせていただいてわかっておるんですけど、甲良町の場合、建築の問題も、先ほど山田議員も質問された中での話に関連するかもわかりませんが、やはり建築とかいいますと、相当専門能力がないことには、幅広い視野で見られないというふうなことも考えられますので、昨年逃げられた方、大変残念だとは思いますが、そういう方をまた新年度ではぜひ私は採用されることを望んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、次に、せせらぎの里こうらの駅長人事についてお尋ねします。

これも何回か質問させていただいているんですが、いろんな組合の中で協議会、運営委員会とかで協議はされている中で、いろんな問題が出てきているかと思うんですが、これ、私、口を酸っぱくして言っているかと思うんですけど、やはりトップを早く決めないことには、後になって決めてまた一からやり直しということに、手戻りが一番心配でございます。その辺のところを今現状がどうなっているかということをお聞かせ願います。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 駅長人事に関連をいたしまして、せせらぎの里こうら

の計画協議会で協議が行われております経営の組織関係について若干報告をさせていただきます。

今年度設置をいたしましたせせらぎの里こうら計画運営協議会で、公設民営の基本路線を土台に、運営形態について協議を行ってきました。その結果、第5回協議会で、株式会社を設置すると。主な株主に関しましては、甲良町と直売所というような形で第三セクター方式でやっていくということが決まりました。これに続きまして、3月21日に開催予定の第6回の協議会におきまして、株式会社設立に関しましてのスケジュールの関係等々につきまして協議を行っている計画になっております。それと、お尋ねの駅長の人事に関しまして、甲良町の農業、地域の発展に熱心な方、造詣の深い方、そしてまた、経営の感覚を持っておられる方ということで第三セクターの設立と並行いたしました、これからの課題といたしまして探していく考えでございます。

以上です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 このお答えは前回とほとんど変わっていないと思うんですけど、やはりみんなが一番心配することだと思いますので、その辺のところは早い段階でやっていくという形をとらないと、みんなの思いがこちらの方に進んでいるのに、優秀な人が来てこっちの方向へ向けと言われてもなかなか、右左、右往左往するだけという形になりますので、その辺はそう思ってますじゃなくして、やはり先へ進んでいただくことをお願いしておきたいと思えます。

これに関連しまして、別な角度でちょっと質問するんですが、生産者が種子を買うのに、1袋買うのでも見積書をつけて出せとかいうお話があるようなんですが、補助をもらうためにですね。そんなことを本当にやるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 お尋ねの事業の関係は、園芸作物の助成事業の中の種苗代の助成事業かと思えます。当事業に関しましては、申請を行っていただきまして、交付決定後に着工という事務手続でやっております。当然公費を使っておりますので、事務手続関係も公正透明にやっていくということで、請求書なり、そして領収書関係を求めております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今言われたのは領収書でいいということですね。請求書とか領収書で。見積書をつけろという話があるということなので、その辺をちょっとお聞きしたい。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 手続上、該当者の方からこういうような事業をやりたいということで申請書を出していただいております。その段階ではやはり見積書を出していただきまして、それによって事業内容を判断いたしまして、適正であれば交付決定通知を出しましてかかっていたかというふうに事務手続上なっておりますので、よろしく願いいたします。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 今のお話は事務手続の話という形なんですけど、1袋、2袋の人でも出さないかんという理解をされておられるんですね。大量に買われる方なら、それは当然そういうことも必要やと思うんですけど、1袋、1袋でやる場合に、種屋さんで見積書を一々もらうというようなことをやるのが面倒だから、生産するのをやめるという気持ちの方がいらっしゃいます。その辺のところを簡素化する方法を考えられないものなのかなと。いわゆる缶単位で買うとかやないんです。1袋100円とか150円のものを買うのに、種屋さんにも困るし、見積書をつけろと言われると。領収書だけですと済むのなら、それは話は簡単な話なんですけど、通常どおりの業務だと思うんですけど、事前申請のときにやられるのなら、組合の方が何軒かの種さんと価格契約をしておいて、1袋の、そういうところへ頼んでいただければ自動的に補助しますよとか、何かそういう手続がとれんものかなということをやっと考えますので、検討願えませんか。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 事業対象が個人でも、例えばグループをつくられてまして、グループの方も対象でございますので、できれば直売所の会員さんでありましたら部会単位でとりまとめていただけるようならそういうような方法もございまして、一度検討していただいたらどうかなと思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういう形は組合の中で、いろいろ直販所の中でおやりになっているんだと思うんですけど、それがかなわんという気持ちでおられる方が、生産をやめたれ、持っていくのやめるといような話がありますので、その辺をやっと含んでおかないと、生産者が減っていくという話になってきますので、せっかくやる気になっておられた方が、事務手続が煩雑やということだけでやめるといのはちょっとおかしなことになりますので、そういうことは行政の方が指導するという形になっていただきたい。絶対必要やとばかり言うていると、減ってきたらあかんのやから、その辺のところをひとつよろしく願いしておきます。

それと、今現在、生産農家の話は、あした資料を出していただけるという

形でよろしいですね。わかりました。

次に、昨年の9月の議会で質問しました、私が質問した補助金事業の見直しという形で、何かことが進んでいるかという形でお聞きしたいんですが、ひとつよろしくをお願いします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、各字への補助金の見直しや統合、また会議の出席関係のこともご意見をいただいたように思います。

まず、補助事業としましては、社会福祉協議会への補助金の廃止といたしまして、お互いさまのまちづくり事業の関係でございます。実施は社会福祉協議会が主体でございます、全額町の財源で実施をしていただいておりますけれども、24年度からは補助金を廃止し、事業見直しを行っております。

また、地域の自治交付金の見直しということで、少し前からやらせていただいているんですけども、補助金の交付金化に伴いまして、実績報告書を広報等のチラシにかえていただいて、役員さんの事務の簡素化を図っていただくというふうなことで変更をさせていただいたり、また、今年やらせていただいているんですけども、従来は別々に実施をしておりました企画監理課と福祉課の会合でございますけれども、おなじようにまちづくり協議会のメンバーさんを、区長さんとむらづくりの委員長さんをご出席いただくという会がそれぞれにございましたけれども、同じ会議の席、1回に集約をするという形で出席いただく負担を少しでも減らさせていただこうということで取り組みもさせていただいているところでございます。

また、人権フェスタについては、廃止をさせていただくという思いです。毎年11月に町の公民館の多目的ホールで町民の集いと駐車場の方で人権フェスタとお願いをしていますけれども、町民の集いで集約するという形にしまして、フェスタではステージの出し物やら、各集落の方のテント村やらで負担もかけておりました。秋のイベントの時期でございます。いろんなところでも忙しい時期でご苦労も多かったんですけども、24年からはフェスタを廃止し、役員さん、あるいはそれにかかわられる方の負担を少し軽減をさせていただこうかなという思いでございます。

あと、最近では予算でも出させていただいております、24年度でございますけれども、景観の関係も言っていたような気がしております。集落の親水公園等の修繕事業で500万円を計上させていただきまして、町として直していくところ、また集落の方に原材料を出させてもらうところ、あるいは、集落に補助金を出していくところ等、今後検討させていただきますので、そういうような形での農村景観の補修、再生、そういうようなことにも取り組ませていただこうという思いでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ありがとうございます。いろいろと問題はあろうかと思うんですが、少しでもいい方向へ持って行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。今後もやられることをお願いしておきたいと思えます。

それから、ちょっとこれは私の意見だけでございますので、お答えは結構でございますが、新年度予算の中に、新たな出会い支援事業が取り上げられているわけですが、きのうの全協でも議論がありましたけど、私もちょっと懸念しますのは、やることは確かにいいことだと思うんですけど、前にもお話ししておりますが、今の本町では、甲良町では結婚を機に出ていくというのが一番、転出されるという方が多いことを忘れてはあかんというふうに思えます。結婚されることは本当にいいことなのでやっていかないかんわけですけど、やはり甲良町で住んでもらわんとあかん話だと思いますので、住むまで見届ける必要性というか、手だてをしておかんと意味がなくなってしまうということをちょっと指摘しておきたいと思えます。目的の中に、田舎に住みませんかとの条件を入れておくのも一工夫かなというふうに思えます。住宅政策や教育についてのメリット等を検討すれば、あればもっといいかなと、こういうふうに思えます。やはり結婚して、はい、ありがとう、甲良町さん、いい世話をさせていただきましたでは、後の祭りになってしまいますので、その辺のところは実際おやりになる段階にはそういうことをひとつ念頭に置いた中でやっていただくということがぜひ必要になると私は思っていますので、ひとつよろしく願いしておきます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。ここで15分間休憩いたします。

(午後 2時47分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず冒頭に、今回の私の一般質問は、特に重要な事項が多々含まれておりますので、いつもより緊張して、よく聞いていただくようお願い申し上げます。

それでは、まず、緊急時の対策と防災無線および議会中継についてお聞きいたします。

町内の、今年に入ってから池寺の春日商会の火事、または小川原の住宅火災など、大きな火災が続けてありました。消防署の職員や消防団員の方、また役場の職員の方々には大変ご苦労さまでございました。

そこで、防災無線についてお聞きいたします。

昨日、木村議員が設置目的については質問されておりますので、これは省略いたします。

もう少しお聞きしたいことがありますので、よろしくお願いたします。

以前に町内の火事の場合、防災無線で放送されていたと思いますが、以前は。今回の池寺の火事も小川原の火事も放送がありませんでした。そこでお聞きしますが、放送しなかったり、したりしなかったりですね。また、緊急時の放送は誰が決めるのか。その指示。責任者ですね。誰か何か放送する取り決めはあるのか。お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 ただいまの質問でございます。

実は、小川原の関係の火災についてはさせていただいていなかったというふうなことで、きのうもおわびを申し上げたところでございます。特に総務課長と消防主任がその現場に通報が入りましたら、私たちの方に連絡をいただきまして、その現場へ行きながら放送をかけるかどうかの判断をさせていただくというものでございます。

小川原につきましては、町の消防団の方に出動をさせていただいて、早期に火災を鎮火していただきたいという関係から防災無線で放送をかけていただいたということでございますけれども、町民の皆さん向けにはできていなかったというものでございます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 できていなかったはわかります。できていなかったんですから。

誰が指示をするようになっているのかというところが抜けていると思うんですけども、よろしくお願いたします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 私および消防主任ということになってこようと思います。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 これ、折り返しの質問になって三度までというルールになっていあますので、よろしくお願いたしますね。総務課長と消防主任というのを今お聞きしました。次の質問と同時で構いませんから、何か放送する取り決めがあるのか。それも聞いておったんですけど。

それと、昨日、木村議員も少し言っておられましたが、もう少し私は踏み込んでお聞きいたしますが、ある町民の方が、小川原の火事があった翌日に総務課に来られて、なぜきのうの火事を防災無線で放送しなかったんだと抗議に来られたと。質問というか、抗議に来られたと聞いております。そのときに総務課長は、放送するとやじ馬が集まってくるからということをお答えになったと。その方に少ししかられたと聞いておりますが、いや、その方はどういうわけか、やじ馬が来るから放送しなかったという、そこだけをとらえて判断してはるわけですね。どういう意味でおっしゃったのか。やじ馬が来るから知らせなただけで済まされるのか。それと、先ほどの何か取り決め、放送する、しないの何か取り決めがあるのか、その住民に対してのやじ馬発言の見解をお聞きいたします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 マニュアルでございませうけれども、取り決めということでおっしゃっていただいたのでマニュアルはございます。きのうも言わせていただいたんですけども、町内で火災が発生した場合に一斉通報が入ってまいりますけれども、そのときには総務課長あるいは消防主任の方に、その内容を通報していただきまして、そのほかに、その後、放送をかけるかどうかの指示をさせていただくという形でさせていただいております。

そのほかには、火事場が混乱というふうなことで、私の方が言ったのかわかりませうけれども、やじ馬がというふうなことで発言した覚えはないというふうに思うんですけども、そういうふうに思っております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それで結構です。そういうつもりはなかったと言っておられたとお伝えしておきます。その人の聞き間違いというか、誤解、その部分だけをそうとられた、やじ馬がそういう誤解もあったかもわかりません。

次に、昨日の木村議員の一般質問の中で、防災無線の設置目的では、議会を生中継することはできないのかな、どうなのかなと判断しますが、何らかの形で町民に生で聞いてもらえるようなことは考えていないのか、傍聴者以外に。国会中継のようなことまでは行かなくても何とかならないのか。また、近隣の市町の中で生放送しているところはないのか。その状況がわかればお聞かせください。

また、その場合の費用は幾らぐらいかかるのか。よろしく申し上げます。

○建部議長 局長。

○大橋事務局長 今、議会の生中継というふうなご質問ですが、まず、近隣の状況を申し上げておきます。

愛荘町につきましては、ホームページで生中継、この議会を生中継されて

います。それは、誰でも、一般の町民もほかの方も見られると。ただし、その費用ですが、1,700万近くかかったと。それはもう少し詳しく言いますと、カメラ2台がマイクのスイッチを入れると、そのしゃべっている人のところへカメラが自動的に向いて、それが中継されるというふうなことで、1,700万以上はかかっています。その費用は町費ですかと聞いたら、合併のときの特別な補助金でさせてもらったということでした。

それから、豊郷、彦根につきましては、この今議会をやっているのが庁舎の中のモニターテレビに生中継されています。それから、日野も同じように生中継、外で見られる。庁舎の中ですけども、見られると。それから、あと竜王ですね。6町のうち竜王は、有線放送で今の実況中継をされていると、有線放送で。それから、多賀ですね。多賀はそういうことは一切していないというふうなことであります。

まず、それが近隣町村のことで、甲良町でもその中継ができないかと。せめてこの庁舎内に中継できないかということで業者の方に問い合わせたところ、自動的にカメラが追いかけるのであれば5,600万はかかるやろうと。ただ、誰かが、人間がそのカメラで追いかけた場合は、カメラと、それ用のモニター、テレビだけだったら100万以下で中継できるんじゃないかというふうなことは聞いています。

それから、先ほど防災無線を利用してということですね。これは、そういう長期にわたって流すということは絶対不可能。防災無線の目的からもそれはできませんということでもあります。

実は、この議会の、この議場の中の放送を今皆さんお手元にある、このマイクで聞いていただいています。実は両サイドにマイクラしきものがあるんですが、それがつながっていないと。ここの改修のときにつながっていないということで、傍聴席に少し聞きづらい状況になっているので、23年度予算で傍聴席に聞こえるようにというふうな予算を見させていただいたんですが、今おっしゃっているとおり、庁舎内にもテレビで生で流せないかなという検討をしていますので、それはちょっと今まだ抑えているという状況であります。

メリットとしては、職員が生中継で聞くことによって、やはり緊張感もあるし、次に課長級になる人の勉強にもなるんじゃないかなと思うし、それと、いろんな資料が緊急に必要なときに、それを聞いてもらおうとすぐに利用できるんじゃないかなと。用意ができるんじゃないかなとか、そういうことも思いますので、メリットは、生中継をすることによってやはり皆さんの緊張感も出てくるし、いろんなメリットは沢山考えられるかなというふうに思っています。

課題としては、安く中継するにはカメラを操作する人件費というのか、人が、職員の中から誰か来てもらったりして、そういういろんなカメラの経費とか、そういうなので少し費用がかかってくるんじゃないかなというふうに思っています。少なくとも他町がそういう形でやっておられますので、これからはちょっとそういうことも考えていかなあかんかなというふうに思っています。

以上です。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。それだけの費用がかかればすぐには言いませんが、今後の課題として考えておいていただきたい。

そこで、私の言いたいことは、とりあえずあまり費用のかからないところで庁舎内の町民が見えるところに映像を配信することはできないかということです。例えば、下の一番西側の、今人権課がある奥の部屋ですね、西側の。あそこの部屋なら、詰めれば約10名ぐらいは入れると思うんです。あそこにモニターがあれば、先ほど局長が答えられましたカメラとモニターだけなら100万前後でいけるんじゃないかという答弁をいただきましたが、ぜひとも前向きに考えられてはどうかと思うんですが、それをする気があるのか、ないのか。局長の答弁の中にもありましたように、先ほどの一般質問の回答の中で町長が、大量に今の管理職、答弁側の人が7割ぐらい抜けるんじゃないかと。次の答弁者になる職員の方々の勉強にもなるんじゃないかと思うんですが、これはぜひとも前向きに考えていただきたいですが、局長でもよろしいし、町長でも。今後やる気があるのかないのか。いかがですか。

○建部議長 町長。

○北川町長 議員おっしゃるように、大概よその議会もそういう意味では中継をやっておるようであります。私も何回かよその議会の中継をロビーで見させていただいた。そういうこともございましたので、金額的にも一番利口にいけそうな部分でモニターを1階のロビーのところに配置をするという方法も1つの方法かなというように思っていますので、前向きに検討させていただきたいということです。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。今の町長の前向きに検討させていただくというのに期待いたしております。

そこで、何も職員の、次の職員のためだけじゃなく、一般町民の方でも、傍聴席にちょっと顔が刺すで来にくいとか、聞きたいんだけども、ここには来にくいんだという一般町民の方も中には多々おられます。その人たちはここに上がってこなくてもそのモニターで見られるとか、いろんな利便性があ

と思うんです。町長の前向きな検討に期待しております。

それでは、次に、大きな2番に行きます。

まず、公共施設の耐震調査と防災拠点施設の建設計画についてお聞きします。

町内の公共施設で古いのは、この役場庁舎と別館のブロック建ての施設と図書館ぐらいだと思うんですが、この3つの耐震調査はしているのか。していれば、その結果はどうであったのか。また、別館のブロック建て、建設課、水道課があるところですね。の建物は必要か。今どのような目的として使っているのか。お答え願えますか。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** まず、建設課の水道課の横のブロック建ての建物についてお伝えをさせてもらいたいと思います。

建設当時の目的はというふうなことでございます。有線放送事務所と書庫として設置をいただきました。現在は、1階が会議室と分書庫、2階は分書庫として使用させていただいているというものでございます。

そのほかに、役場と図書館とおっしゃっていただいたんでしょうか。役場につきましては、平成17年度に庁舎の耐震診断を実施させていただいております。そのときの診断は、震度7に耐えられる基準値をクリアしているということでございます。そして、図書館につきましては、平成15年に耐震補強を済ませています。ごめんなさい。平成17年に文化財基準に基づく耐震補強を済ませているというものでございます。一応役場、図書館については一定の補強を済ませているということでございます。

○**建部議長** もう一つ、その建物の耐震。

○**山本総務課長** ブロックの建物につきましては、その当時、平成17年当時に耐震診断をするかどうかを協議がされたようでございまして、そのときには昭和43年度の建物というふうなことでございます。耐震診断をして補強を行うには高額のコストがかかるのではないかとというふうなことから、今後取り壊しを検討するというので耐震診断は見送っているという状況でございます。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** わかりました。では、その建設課、水道課の建物以外は耐震診断、補強をしているということで、ここはするに及ばないと。昭和43年に建設しているから、その費用の方がむだな費用がかかってしまいますから取り壊しも検討しているというように解釈したんですけど、私、4年前に議員になったときからずっと思っておったことなんですけど、かなり、見るからにちょっと危うい建物だなとは思っておりました。2階を分書庫に使っている

というのも聞いておりましたが、万が一のことがあってからでは遅いと思うんですよ。会議室として使っている場合もあると聞いております。今後もそのような使い方をしていくのか。答弁をお願いします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 予算的な計画、あるいは周辺計画というふうなことも含めまして考えていく、十分に考えていかなければなりませんけれども、将来的には取り壊しをしていくという方向づけで対応してまいりたいという思いでございます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いつまでも分書庫であろうが、何であろうが、極力早く使わない方向でいかれた方がいいと思うんです。また、その建物があることによって2次災害になることもあり得ます。早急な対応を期待しております。

そこで、次の質問に行きますが、災害とかがあれば役場が拠点施設となりますが、その体制整備はできているのか。非常用発電機はこの前の2月の臨時議会の補正予算であったと思うんですけれども、ほかの無線機や非常食、毛布等の体制整備は十分か、お聞きします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただいているように、役場については一定耐震は基準を満たしているということでございます。また、防災行政無線の本部局も役場の方にありますし、県からの防災電話、ファクス等もこちらの方でございますので、役場が拠点施設となってその役割を担っていくという形になると思います。

議員もおっしゃっていただいたように、防災行政無線の非常用の発電機も補正でお願いをしたところでございます。今後さらに体制整備をしていくということになろうかと思えます。

非常物資ですけれども、食料につきましては、保健福祉課の方のストックをしております。毛布、あるいは非常食、そして、水を入れる容器等々のものを用意しているというものでございます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今お聞きしましたが、役場の庁舎を拠点とすると。今、お答えになられましたが、役場の庁舎の中でも2階を拠点にするのか、下にするのか、そこでも大きく変わってくると思うんです。私の意見から言わせていただきますと、公民館の方が安全性が高いんじゃないか。素人判断ですけれども、見た目だけの。役場と言うても公民館を含めた役場とおっしゃっているのか、本庁舎だけを示しておられるのか、その点をよろしくお願いします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 公民館のご提案をいただきました。確かにこちらよりも公民館の方が新しいので強いということにはなるかと思うんですけども、そちらの方は住民の方の避難所という位置づけもございます。役場庁舎ということで一応限定をしているという形になるかと思えます。

2階か1階かというふうなことでもおっしゃっていただきました。非常に手狭な中でその機能を担うということを考えていかなければなりませんので、そこら辺のご心配いただいていることも今後の検討をさせていただくことにつなげていきたいと思えます。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 先ほどのブロック建ての分書庫、あそこも一応2階になるわけですね、建設課から言わせたら。非常に危ない。2階で本部を設置されるのは結構ですけども、それだけのもし地震が来たとか、だったら、隣でブロックが壊れていくのを見ているわけですね。非常に危険だと思うんですよ。そういう点からいたしましても、もし予算に余裕ができたというか、いつか捻出する気があるのであれば、建設課、水道課の建物、ついでとっては何ですが、そういう拠点になるような施設を建設されたらどうかと意見を申し上げておきます。

次に、大きい3番のJA東びわこ農協の甲良東、西支店の跡地利用についてお聞きします。

まず、JA東びわこ甲良支店が、この4月にオープンすると聞いております。少し遅れているようにも思うんですが、そうすると、甲良西支店はともかく、甲良東支店の大きな跡地がJAとしては不要になると思うんですが、そこら辺の跡地利用はJAに何も聞いていませんか。お聞きいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 今現在、甲良支店という形で東と西のJAの支店が統合されて今建設をされております。完成が5月というように伺っています。そのことで、東小学校の隣に東支店がございます。西支店の方は、隣がコンビニがあるというようなことで、あれはあのまま残すというようなJAの方の問い合わせでは言っておられました。東支店については、今現在のところはJAとしてどうするという確かな方針はないようですが、ただ、民間の方から二、三問い合わせがある。問い合わせがあるということは、跡地をどうされるんですか。ひょっとしたら民間に売却ということもあるのですかという部分での問い合わせかもしれません、具体的なことは伺っていません。

じゃ、行政はどうするのかというような今の質問でもございますが、甲良町行政としても、今のところはJAの跡地利用というような部分では特に目的があるわけでもございませんので、今のところは計画はいたしていません。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、町で買い上げて町の施設とか、何かほかの目的に利用するという計画はあるんですか。ないんですか。ないというような答えだと思ったんですけども。2番のこの部分ですね。JAの部分の2番の部分、ここは今の町長が先に計画は今のところはないと言われましたので、そのような回答になると思っていました、おそらく。

次の質問に入るわけですが、先日、4日前ですか、犬上川クリーン作戦を実施して、本当に沢山の方々がボランティアとして出ていただいて、大変にご苦労さまでした。私は今回は私用で欠席させていただきましたが、昔と比べてごみはかなり減ってきていると報告を受けております。これは、道路沿いにフェンスの設置や日ごろの啓発の成果もあって年々減ってきていると思うんですけども、まだまだ沢山のごみが出てくるわけですね。

そこで、そのごみを捨てないように、また分別すればまだまだリサイクルできるようなものも沢山あったと思うんですけども、今のままではリサイクルしたくてもそのような施設がないんですね。せめてごみに出すということになります、町内でリサイクルセンターの建設予定を出されてはどうか。お願いします、そのこのところ。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 先日のクリーン作戦は、いろいろありがとうございました。

議員のおっしゃるとおり、ごみの減量とリサイクルを進めるということにつきましては、住民課としましても何らかの対策をしていかなければいけないというふうには思っております。ですが、今のところリサイクルセンターということでの考えとかいうことはまだまだまとまっておりません。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今のところないということですが、そこで、先ほどの話に戻すわけではありませんが、つながると思いますので、JAの東支店の建物を借りるとか、または改修してそのようなことを考えてもらったらありがたいんですけども、町民がいつでも搬入できる体制整備などを考えてはどうですか。今までは学校など、廃品回収で一定の時期しかなかったことが、一年中持つていけることができるわけなんですね。そうすると、犬上川のごみも今よりも少なくなると思うんです。

また、シルバー人材、シルバーの人たちに頼んで分別作業をしてもらって雇用促進にもつながると思うんです。一石二鳥にも三鳥にもなると思いますが、どうでしょう。ここで答弁を願うよりも、ついでに次の質問に行きますが、アルミ缶やダンボール等をストックしておいて、分別し、リサイクルすることになれば収入にもつながると思います。たしか詳しくは調べていない

んですが、徳島県のある自治体でやっていると聞いたことがあります。いいことは猿まねじゃありませんが、学んで参考になされたらどうかと思うんですけども、担当課長のご意見をお聞きいたします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 リサイクルの方法についてはいろいろな取り組みがあると思います。今、議員がおっしゃってくださった他市町の取り組みもございまして、近隣では彦根市が自前の清掃センターを持っておりますので、そういった取り組みもやっているというふうには聞いておりますので、清掃センター云々ということよりも、それも含まれるのかもしれませんが、今のJAの話とは、今のところ関連しては考えは及んでいませんけれど、リサイクルを推進していくという方法について彦根市のこととか、他市町のことを含めて参考にしながら何らかの方法を考えていきたいというふうには考えております。

私、住民課に来まして1年です。ごみ行政という言い方がいいのかわかりませんが、その辺の取り組みについてはやっぱりもう少し考えていかなあかんかなというようなこともいろいろありますので、その辺を含めて今後の研究というか、検討させていただければというふうには考えております。

以上です。

○建部議長 町長。

○北川町長 ただ、今までから各集落、いろいろと協力をいただいでごみについては出していただいている。特に今言われる資源ごみ、例えば瓶、缶。瓶の場合はそれぞれのご家庭で出た瓶は、色分けをしていただいで、ラベルをはがしていただいで、そして出していただくというようなことで資源ごみとして回収をする。緑色の瓶は緑ばかりとか、透明は透明ばかりというように。それと、アルミ缶はスチール缶とアルミ缶をしっかりと皆中身を洗っていただいで、それぞれの家庭で出す日まで保管をしてもらうということを出していただくというようなことで、特にアルミ缶の場合は各集落の環境部会なら環境部会がまとめて、それを昭和アルミとかそういうところにキロ7円か何ぼぐらいで売却をして買っていただくというようなことで、それぞれ取り組んでもいただいでいるというようなことで、今までからそういうことを周知徹底していただくことによってポイすてができるだけないようにしていただくというのも大事なことかなというように思っております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 私の調べたところ、あの施設の一角が町有地であることもわかっております。町長、課長はご存じでしょうか。もし何も考えていなければ、この際はっきりと土地の所有権についてどうするのかという議論も必要かと

思います。町が改修とかとなれば話は早いと思うんですけども、あその土地が町の施設であれば、学校、図書館の駐車場にも利用でき、非常に便利だと思いますので、一度各課の課長、町長を交えて検討なされてはどうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 おっしゃるとおり、今の東びわこ農協の東支店の一部に甲良町の所有地がございます。調べました結果、302平米あるというようなことで、それがどういう経緯で今までからJAの方がお使いになっておられるのか。そこらの経緯が私らもわかっていけませんので、一度そこら辺は台帳の方からきちっと出して、そしてJAさんの方とお話をさせていただくというような方向で詰めていきたい。そして、できればこういう機会に、向こうが一応店としては営業をやめられるということであれば返していただいて、学校の駐車場にするとかというような転用の方法もあるのかなというように思っております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 この機会に、ぜひとも検討の方をよろしく願いいたします。次に、参ります。

告訴した但其の後の状況はというところで、盗水についてでございますが、昨日木村議員、細かい報告書を出しておりませんので、一括に質問申し上げますので、その中で点々とお答え願えたらありがたく思います。

きのうの木村議員の質問の中で、1月17日に告訴されたと答弁されました。その告訴は、されたのはいいんですが、受理されておるのか。されておるのであれば肅々と捜査は進んでおるのか。それと、では、今、現在のそのの発覚した家の水道料金はどのぐらいになっているのか。12月議会では5倍ぐらいになっていると報告を受けましたが、盗水が発覚する前は料金が5,000円前後というのも報告を受けております。妙な安定をしていたという報告ですが、今年に入ってから1月分、2月分ですね。12月に使った分が1月、1月に使った分が2月に請求が来ていると、もう料金を出ていると思うんですけども、その料金は幾らになっているのか。それと、愛荘町には連絡されているのか。下水道料金の部分もありますので。それと、きのう木村議員も同意書について質問されましたが、その同意書はいつ議員の皆さんに提出して回収するのか。よろしく願いいたします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 お答えいたします。

まず、最初に申されました、告訴状が受理されたかどうかという話でございますけども、きのうもお話ししましたように、提出した書類の聞き取り調

査が行われたということは、受理されたというふうなことで我々は推測をいたしております。

それから後、料金と愛荘の下水の状況というようなことでございますけども、12月につきましてはお伝えしているんですけども、1月分につきましては、3万1,650円ということでございます。2月分は、これは1月を含んでおりますので、皆さん選挙等がありますので、大変使われていると思います。金額的には3万6,060円というような形でございます。

それから後、愛荘町との関係ということで、下水道課とは水道の使用量等を逐次報告するというような形がありますので、情報交換は常に行っているというようなことでございます。

それから、同意書につきましてですけども、これにつきましては、今度予算決算常任委員会、特別委員会が12日に行われますので、12日の日に皆さんにお配りをさせていただいて、該当する人を書いていただく。説明をさせていただいて提出をお願いしたいというように思っております。

以上です。

○建部議長 宮寄議員、漏れはないか、答弁。

○宮寄議員 関連で。今のは漏れはありませんね、今のは。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。次の予算決算のときに、特別委員会のときですね。予算特別、月曜日ですね。よろしく申し上げます。

その盗水の件について、きのうも阪東議員の質問にもありましたが、今後の対策についてですが、水道課長は、町民の皆様の良識に期待したい。お任せするしかないと言われてましたが、悲しいかな、ちよくちよく良識があればこのような問題は起こらないと思うんです。ちよくちよく良識のない方が出てこられていると思うんですね。今後の抑止のためにも何らかの啓発活動、警告活動というか、行政としての動きを見せなければいけないと思うんです。あまりかっこええ啓発活動に、今月は盗水啓発月間とか、あまり響きがよくはないと思うんですけども、条例等などでの強制権の制定はできないのか。その2点。この盗水の件についての最後の質問でございます。申し上げます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 住民への啓発につきましては、必ずこれはしなければならぬと考えておりますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、時期については、またちょっと水道月間とかいろいろありますので、そういうときにするか、時期は別といたしまして行いたいと思ひます。

あと、条例につきましては、やはりいろいろありますので、町長と相談しまして検討していきたいと、かように思ひますので、よろしくお願ひします。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。

それでは、次の質問に行きます。

以前は、町民の方に課長が呼び出されて個室で1人対応して何やら密談をしていたり、大事な話を録音されたりとか、入札の情報を流していたりということですが、町民が来た場合の各課長の対応はどんなされているのか。

それと、まとめて聞きますが、2月の中ごろ、元町職員が総務課の机のところに1時間ほど職員相手に世間話をしていたと。聞いたところによると、職員はみんな楽しそうに雑談していたということなんですね。その机の、その方が座られた机の上には町長印が目の前にあり、いつでも押せる状態であったんですね。もちろん元職員であるので町長印ということも熟知しておられます。総務課以外の職員が町長印を押そうとしてもそんな人がでんと座っていれば、どいてくださいとも言えず、いつまでも押せなかった。1時間も公務の邪魔になったと聞いております。一種の公務執行妨害ではないかと思うんですが、総務課に用事があれば、そんなところに座らせて雑談をしているのですか、いつも。下の各課にはカウンターがあり、町民は中に入れない状態なのに、総務課は自由に出入りできている。これはどういうことなんですかね。日ごろの町長印は、誰が管理しているんですか。お聞きいたします。

前段の部分は各課全課長に、町民の対応方法と今話した見解をお願いしたい。後段については総務課長が。

○建部議長 どの順序。

○宮寄議員 お任せします。

○建部議長 産業課長。

○茶木産業課長 産業課でございますが、公民館の方で、1つの部屋で事務をやっておりますので、カウンターの方を準備をしております。その場で座っていただいて対応しております。事情によっては2人対応ということで指示をしております。

○建部議長 人権課長。

○中山人権課長 お客さんが来られた場合、内容把握のこともございますので、担当の職員とカウンターで話すということを基本に考えて進めております。

ただ、内容によりまして、ケースとしてはいろんなケースがありますが、基本はそのように行っております。

○建部議長 会計管理者。

○山本会計管理者 私どもは、会計室の前にガラス越しという形になりますが、そこで対応をさせていただいております。

また、公印に関しましては、私の目の届く範囲、手の届く範囲に置いてい

ますので、またお金も扱っておりますので、中に入ってもらわないように。ただ金融機関の関係の職員の方は入ってこられますが、それ以外の者は入っていただかないようにはしております。

以上です。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 来客があった場合には、カウンターで担当者とともに基本的には対応しております。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 建設課といたしましても、カウンター越しでの対応をしております。

○**建部議長** 水道課長。

○**茶木水道課長** 建設課と同じでございます。我々も個人のお金を集めるというふうなことがありますので、やはり複数体制で聞き漏らしとか、そういうようなことがないような形で対応をいたしております。

○**建部議長** 社会教育課参事。

○**池田社会教育課参事** 主には、公民館の場合は立ったままになりますけれども、ちょうど入り口を入れていただいてすぐ左側が公民館の中に、教育委員会の事務所になっておりますので、そこを窓越しで大体カウンター対応が主でございます。場合によってはその中のホールに机といすも常備をしておりますので、職員が中側から、部屋から出向いて行ってホールで対応をさせていただくことも場合によってはございます。

以上です。

○**建部議長** 教育次長。

○**金田教育次長** 全く同じでございますが、つけ加えて、苦情の対応の場合は複数対応という形で対応しております。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**米田企画監理課長** 企画監理課につきましては、基本的に日常カウンターにて対応ということでございます。

○**建部議長** 税務課長。

○**建部税務課長** 税務課も窓口対応でやっております。まずは1人でやっていてスムーズに行く場合はそれで1人で対応しておりますが、ややこしくなったときとかは複数対応、そしてまた、隣に、企画監理課に磯部さんがいらっしゃいますので、そういうときにはまた一緒に立ち会ってもらったりもしております。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 保健福祉センターの方で保健福祉課は事務を行っております。

ますけれども、ロビーと事務室が分かれておりますので、窓口で対応しております。

それと、込み入った相談等がありまして、個別の部屋もあるんですけども、そこにつきましては2人以上の体制で行っております。

○建部議長 保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 来客、先ほど言われましたように、保健福祉課の方のカウンターなどで、窓口が込みました場合、ホールの方で対応させてもらうということと、込み入った話が出てくる場合もありますので、個人的な情報もありますので、相談室で複数で対応させていただいています。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 基本的にはカウンターで対応させていただきます。ただ、一番正面の窓口ですので、込み合いますので、隣の人権課のカウンターを使わせていただいたりとか、あるいは、情報公開室がオープンになっていますので、できるだけ複数対応でということに対応させていただいています。

○建部議長 総務課参事。

○陌間総務課参事 総務課につきましては、入っていただいたところにカウンターがあります。基本的にはそこで対応させていただいておりますが、今、議員がおっしゃったように、書類でちょっと長く書いていただいたりする場合は、公印のところの机を利用させていただいている場合がございます。

また、込み入ったような話をする場合につきましては、複数で隣の会議室があいていたら、そこで対応しているというような状況でございます。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 私の方は、そうしましたら、町長印の管理についてということでは言わせてもらってよろしいでしょうか。

従来の流れでございますけれども、町長印につきましては、朝、かぎのかかっているロッカーから公印と承認簿を、かぎをあけて取り出して机の上に置いているというものでございます。当然ながらチェックは承認を受けると、また判こを押すということはさせていただいてはおるわけでございますけれども、今ご質問いただいているところにつきましては、その公印が置かれている机のところでは住民の方がおられたというふうなことで、それで公印管理ができていいのかというふうなことだと思います。

ちょっと課内でも話をさせていただきましたけれども、定かではございませんけれども、選挙関係の提出書類のチェックに時間がかかるために公印の置いてある机のところには座っていただいたというのではないだろうかというふうなことを課の方では話し合ったわけでございます。

ただ直ちに、言っている点はごもっともなことでございますの

で、大切な公印でございますので、ロッカーにしまい、職員の公印の要請があったときにロッカーから出すという形で公印管理については改善をして徹底したところでございます。入り口が総務課の場合1カ所というふうなこともございます。

また、カウンター自体が1つしかなくて、入ってすぐにカウンターやというふうなことで、スペース的に配置が悪かったというふうなことも言えようかと思っておりますので、今後カウンターや机の配置について検討してまいりたいと思っております。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。こんなことは言いたくないんですが、その元町職員というのは、町が告発している人なんですね。その方を、幾ら選挙の書類提出といえども町長印の手の届くところに1時間も座らせていたというのを聞いております。特に総務課の職員の、そのときは課長と参事はおられなかったはずですが、課長として職員の周知徹底というか、感覚を非常に疑うわけなんですね。別なところでこそこそとその人と2人きりで話をしてきた課長もいました。私もしっかりとその現場を見ております。例えば、1週間ぐらい前に公民館の玄関前で、その方と、町が告発されている元職員の方ですね、と教育課長が笑いながらしゃべっておるところを目撃いたしました。

また私が注意をすると、おどされたとか言われて問題が出たらいけないので黙視しておりましたが、しゃべるなどは言いませんが、ロビーのところか、どこでの話かともともとあったのかわかりませんが、何かお見送りして表でにやにやと、殿様、お帰りなさい、行ってきなさいというように受け取れたんですね、私の目から見たら。どの感覚でそういう対応をなされているのか。何も差別しろとは言っていない、一町民の方ですから。町が告発しているということは、職員も告発しているという認識を持ったらどうですかと私は言っているわけなんですね。そこの認識不足じゃないかと思うんです。

それと、クリーン作戦のときに、その元職員と総務課長が談笑していたと。ほかの人たちが来たら、何もなかったように2人はさっと離れていったと聞いております。非常に不自然な行動だったと。こそこそした行動だったと聞いております。これもしゃべるなどは言いませんが、何もこそこそしなくてもいいんじゃないかと。堂々としていれば。そういう行動を取るから町民から疑いの目を向けられる。要らぬ疑惑をかけられるわけなんですね、総務課長、特にあなた。どういう認識というか、どういう感覚でそういう態度をとっておられるのか。教育課長と総務課長、答弁をお願いします。

○建部議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今のご指摘ですけれども、ちょっと日にちまでは私のはっきり覚えておらないんですけれども、多分申告に町の公民館に来られたときではなかったかなと思っております。ちょうど公民館の自動ドアの前ところで、今何をやっておられるんやということで何もしていないという、農業の話をして申告のことだったと思っておりますので、農業をやっているという感じのことをおっしゃっていたので、私も在所の生産組合のことをやっている、町の生産の組合の話が多分していたと思っております。そのような状況でした。

○宮寄議員 状況を聞いているんとちゃうんや。どういう感覚、認識でしているんか。

○池田社会教育課参事 退職されてから、多分しゃべらせてもらったのは、私もどこかの買い物とか農業のときとかで会ったことはあるかもしれないんですけども、多分しゃべったのは、おそらくああやってしゃべらせてもらったのは初めてかなと思っておりますけども。退職されてから初めてぐらいだったので、あいさつをして何をされているんですかというような形でちょっとしゃべらせてもらった状態でした。今おっしゃっているように、告発されている人であるのに、町職員としては不適格な行動だと思っています。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 クリーン作戦のときにというふうなことでございました。私も北落の福寿橋から本部の方に帰ってくるという中で、今回わりと早い目に、量が少なかったので早目に帰らせていたときに、本部近くののり面のところで北落の区の役員さん、五、六人はおいでやったかと思っておりますけども、また、藤堂議員さんもおいでいただいていたたり、議員さんもおいでやったので、その中で一緒にのり面までおりていきながら、のり面にありますごみをとらせてもらって、たしかあのときはガスのボンベがあったと思っておりますけども、それを上げさせてもらって、そのときに元町の職員でありました方もおいでやったというふうなことで、何もいろんなことでどうのこうのというふうな思いは全然していないんですけども、そうやってとられてしまっているというふうなことで私の行動が悪かったんだなというふうな思いでございます。申しわけない。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 何もその人としゃべるなどか、その方は今副区長をなされているということも聞いております。この4月から区長をなされると、北落の。それも聞いております。それなりの対応をしていかなければならないと、役場に来られることも、区長としてあると思うんですが、それはその対応をなされて、その節度というか、町が告発しているんですから、町長だけがこれ

は告発しているんですか。町が告発しているところの職員なんです、皆さんね。そこの認識を持っていただければいいんですけども、どうもその認識が薄い。北川町長が告訴したんだというような軽い気持ちでおってはだめなんじゃないかというのを言っておるわけなんです。だから、真摯にこういうところに目を向けて受けとめてもらいたい、教育課長にも。久しぶりに会ったからしゃべるのはわかります。初めてしゃべる。2回目か初めてか知りませんが、ああ、どうしてはるんや、それぐらいの気持ちはあると思うんですけども、今後気をつけていただきたいと思うんです。総務課長も、総務課長としての認識をもっと強く持っていただきたいと思います。くどくどとなりますので、この質問は、この部分はこれで打ち切りますけども。

最後の質問に行きます。

議会事務局内への入室制限についてお聞きしますが、議員と一緒に来られる町民の方ならまだわかるんですけども、最近、毎日のように一般町民の方が庁舎内をうろうろされている。ついでかどうかはわかりませんが、議会事務局にも自由に出入りされている。総務課にもちょくちょく行ってはると思うんですけども、入るところを何度も見かけております。さすがにいきなり町長室に入っていくところは見ただことはありませんけども。特に事務局には何か用事があって来られるんですか。何もなくて一服しに来ておられるんですか。局長、どうですか、お聞きします。

○建部議長 局長。

○大橋事務局長 まず、ほとんど用事はなく、ほとんど毎日来られています。今のところ、そういう町民の方が来られて締め出すとか、お断りする根拠がないので、入室制限という形はとっていません。

それで、デメリットをいろいろ考えてみました。やはり公文書等、沢山ありますし、議会事務局にはカウンターみたいなところはなく、直接事務所ですので、どうしてもソファのところに座って、座るということは長居をしてしまうというふうな形になります。そうすると、私たちの仕事がとまってしまうと。業務が停止してしまっても業務に支障が出てくるというふうなことで、議員の方と一緒に来られる方も年間何名かおられます。そのときは、やはり目的があって来られていますので、そのような対応をさせてもらっているんですが、今来られている方については、ほとんどこれといった用事もなく、また、いろんなものを持ってこられたり、ひどかったときはドジョウを持ってこられたり、事務所内にそんなんを持ってこられて、本当に生臭くて困ったこともありますけども、そういうような状況で、今まで取り決めがありませんでしたので、できれば、今度議会改革特別委員会が設置されて議会の基本条例がつくっていただけたらと思うんですが、そういうところにもそういう

言葉を少し含んで入れていただけたらな、そういうような形で規制ができるんじゃないかなというふうに思っています。

○**建部議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ドジョウを持ってこられたというのは、今初めて聞きましたけども。事務局内だけではないと思うんです。おそらく今ここにおられる各課長、参事の方は、福祉課の方には行かれていますかどうかは、そこまでは聞き及んでいませんが、これは何か、やはり事務局というところは総務課と連携して、今いろんなことで、特に告発された部分とか、いろんな書類の行き来があると思うんです。そういう機密文書というか、ひょっとしたらそれをのぞきに来ているのか、話だけ聞きに来ておられるのか、それはわかりませんが、何かの制約を授けなければいけないと思うんです。事前に事務局に、ちょっとこういう用事があるので局長の許可をもらうとかの制約、今、局長の答弁を聞いておりますと、迷惑だと受け取りましたが、やはり迷惑である人となり人と、いろいろあると思うんですけども、そこはやはり特別委員会等の方でそういう制約を設けていければなと思うんです。

それもありますが、やはりそういう件に関して総務課にもちよくちよく行っておられると思うんですが、ドアに関係者以外と張るのがええのか、対策法はわかりませんが、町長、どうですか。何かいい手だては。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 答弁にも困るぐらいでございます。今、議員がおっしゃっておられる方は、何年か前までは家に引きこもりがちで、それが突如として急に元気になったというようなことから、ちよくちよくというよりは毎日タイムカードを置くぐらい勤勉に来ていただいているというようなことで、私も実は、来だしてから何回も衝突をしています。一触即発というところまで何回か行きました。けども、それでも懲りずにしょっちゅう、しょっちゅう来ると。出ていけということも、今までも何回かそのときには言いました。もう来るなど。ぬかにくぎを打つようなもので全く効き目がない。このような状況で、今のところ不当要求対策官、下におりますが、横からすり抜けて上がってくるというケースが結構多い。だから、知らんうちにいつの間にやら2階へ上がってきたというようなことで、非常に我々も迷惑しています。したがって、公務執行妨害か何かのそういうので規制ができないのかなというようなことも不当要求対策官とも相談もしたりしていますが、今のところこれという手だてができないというような状況であります。

したがって、できるだけこの、わーわー、わーわー言うと、同じように対抗してむき出して来ますので、このごろは一切しゃべらないという方向で、全く無視をするような状況で仕事をしている。けさも、実は町長室へ入って

きましたが、一切しゃべってません。そしたら、こそこそと言いながら出ていきましたけども、そういう状況が今のところ、手だてがもうひとつ難しいなというような思いです。

○建部議長 宮寄議員。

○宮寄議員 その方は、今日ここの傍聴に来られると思ったんですけども、来られていないので残念ですが、またいつか耳に入ると思うんですけど、私からも、公の場で発言した以上、私からもできる限りの注意というか、良識を持った出入りをしてほしいと。一応町民やから庁舎内に入るなどは、そんなことは言えませんからね。何か用事があって来られている場合もありますから。けど、節度のある行動をとっていただきたいと思います。何かの手だても、やはり行政側としても考えていただかねばいけないと。いつも下におられる企画官のあの方が、後ろをついて、尾行というか、後ろをついて歩くのをいつも拝見しております。ちょっと見苦しいというか、格好のいいことじゃないので。

これで、私の全一般質問、内容を終わりますが、今、先ほどの中で1つ漏らしていたことではありますが、防災関係のことで昨日も出たと思うんですが、尼子駅に防災無線もつけても、ちょっと質問の中で忘れていましたが、それもまた検討いただければと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 宮寄議員の一般質問が終わりました。

お疲れですが、続いて一般質問を行います。もしトイレ等行かれる方、随意に行っていたら結構かと思われます。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

早速3月議会、最後の一般質問であります。続いてでお疲れのところとは思いますが、簡潔、また丁寧にご答弁いただきますよう、お願いいたします。一部、私、体調を崩しておりますので、聞こえにくい部分がございますので、失礼いたします。

1つ目には上水道の不正取水への対応でございます。

山田議員宅への不正取水問題、その後の対応についてであります。さきの町議選挙は、今後4年間の町政の動向を左右する重要な選挙でした。町政の課題で、不正は許さない。こんなことが一番の願いになること自体が実に情けないと思っています。恥ずかしくて甲良町民だと言いつらいとの声も多く聞かれます。その半面、甲良町にとって何が妨げになっているのかがはっきりして、北川町長はじめ、町幹部職員が不正は許さないとの明確な立場を貫

くならば一筋の光が見えてくるという状況ではないかと思っています。

逆に言えば、この問題で公平公正で厳正な対応が実行されなければ、税と負担の秩序は取り返しのつかない混乱となりますし、行政と町民との信頼関係は絶望的にならざるを得ないと考えます。今回、北川町長が告訴に踏み切ったことは、8年前、3件の盗水事件が発覚した当時、刑事告訴しなかったことと比較しますと大いに評価できますし、場合によっては歴史的前進と評価していいと私は思っています。

ところが、きのう阪東議員の歯どめ対策のところで、質問で、水道法17条を盾に町民の良心にゆだねる以外にないとの見解を示されましたが、これでは不正取水のやり得に手も足も出ませんと早々と敗北宣言をしているものに等しいと言わざるを得ません。

そこで、幾つかの見解をお尋ねするものです。

1つは、既に同僚議員が以前に質問されておりますので、刑事告訴その後の経緯については告訴状が受理をされたと見ている、推定をしているということではありますが、警察の方に、内容は捜査上なかなか言えないということではありますが、受理しているのか、受理していないのかだけは確認をする必要がありますし、そこはどうか、お答えください。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 先ほども言いましたように、捜査関係の告訴状の内容につきまして、それぞれどのようなことが書いているかというようなことの照会がありました。それを聞きにきたということは、受理をしたために、次に進む段階ということで判断をいたしておりますので、警察に聞いておりませんが、私としてはそういうような判断で受理をされたというふうに推測いたしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 官製談合の関係の刑事告訴については、刑事関係は進んで検察、それから警察の方は捜査状況や、それから受理したことそのものも進んでは言いません。町の弁護士、それから議員が依頼をした弁護士が、受理をしたのですかとはじめて受理をしましたということは答えています。ですから、受理したのか、していないのかがはっきりしていますので、そこは確認をして次に進んでいただきたいというように思います。

それで、この問題では給水条例を調べてみますと、38条に、家族の行為について、その責を負わねばならないと明記をされています。ですから、山田壽一氏が、水道の名義人で、設置の名義人でもありますので、報道関係では親がやったというわけですけども、このところを適用して、ないしは状況判断をして本人を告訴したということで報道がされていますが、それでいい

んですね。確認ですが、お願いいたします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 そのとおりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、11月14日の調査で、これは朝日新聞の記事に書かれていますが、7、8年前にわかって、怒って撤去したという山田壽一氏のコメントが出されています。12月9日付朝日新聞ですね。これは事実と反することだと。つまり、いうことを、告訴に踏み切ったこと、それからそういう調査が始まっていることは7、8年前にわかって怒って撤去した。つまり30分調査の中で水が止水栓を閉栓しているのに流れているということは、それはうそであったということで認定をしないかと思いますが、見解を問います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 1月17日に告訴状を提出しまして、その翌日、18日付の新聞で各社掲載済みでありまして、役場としては事実と反するというふうなことで対応いたしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 一つ一つ進んでいるというように思います。

そこで、町条例に基づく損害金の公正な請求の問題であります。ここで問題になるのは、請求権、徴収権の時効がどうなるかということでありまして。時効の対象となる請求権、徴収権は、あくまで正当にメーターを通過した水道料金、言いかえれば、正当に町と受益者が交わした契約に基づく水道料金についてであります。盗んだ本人および家族が約30年と根拠も上げて記者に答えていることから、相当の年限を請求すべきと考えますが、7年と報道ではされています。7年では少ないかなというように私は思いますが、その点、どのような算定をされたのか、根拠や、それから今後30年についても請求をする視野があるかどうか、2つお答えください。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 先ほど申しましたように、告訴のときに7年間ということで、7年前に知ったというふうなことから、それから発覚したまでが7年ということで、それで告訴をいたしております。後のことにつきましては、これから司法の判断を仰ぐというふうなことでございますので、その判断を受けて検討していくというふうなことでよろしく申し上げます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、窃盗の刑事責任という点ではっきりした時点の7年という犯罪行為、窃盗行為を告訴状にしたためたという範囲でいいのかと

と思いますが、その判断、またお答えください。

そして、続けて、告訴の記者会見の報道から算定しますと、月平均2万5,000円を免れていた。つまり6倍と書かれています。町の全協、議会の12月の議会で4,000円から5,000円平均というように報告がありましたが、30年のうち15年前には水道料金が改定をされていることを考慮しますと、15年間で計算しまして450万円、残り、改定される前の料金で297万円となります。合計で747万円となるわけですが、町の給水条例が第40条によりますと、5倍の過料を請求することができるとなっています。それを計算しますと3,735万円となってまいります。本町の水道事業、給水条例、この点の免れた水道料の過料の請求はどうすると規定されているか、報告、よろしくをお願いします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 まずは、最低わかったときから今までというようなことでございますけれども、それにつきましても司法がどういうふう判断していくか、どこまでさかのぼるのか、さかのぼらないのか、わかりませんし、そういうことでいつまでという期間につきましては今後の判断というようなことでございます。

それからあと、弁護士と相談して額については決めていきたいと、かように思っておりますので、よろしくをお願いします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 不正取水という窃盗行為、これについての年限は、これは刑事責任をどこまでの範囲という形になりますし、必ずしも請求行為、つまり金額が発生する行為と必ず一致しないということはぜひ認識をしていただいて、町のわかる範囲、また資料の保存等の関係もありますけれども、家を建てかえたとき等、状況から見てかなり根拠づけができるものだと思いますので、その点、抜かりないように請求をする必要があると思います。

そこで、もう1つの問題は、請求を放棄する場合の時効の設定がひっかかってくるというように聞いています。請求権を放棄できる場合の時効およびその他の事情を定めた条例の条項と、それから、条例施行規則第30条に明確に定めています。これを読みますと、そのことがうたわれています。山田議員宅の件に関して時効や請求権放棄に該当する事情がないと考えられます。不正取水開始の時期を合理的根拠をもとに誰もが納得できるように特定すべきでありまして、現時点で1月17日の記者会見のように7年間で済ませてはやり得が許されるというように思います。

先ほどの答弁でそうではないと。請求については今後検討していくということではありますが、その時効成立や請求権を放棄することの関係ともしっか

りと法的な根拠を整えて請求をし、そして、対処していく必要があると思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 条例もそうですし、あと、ほかのよそのところの関係等もありますので、この辺についても弁護士さんと十分相談させていただいて請求をしていきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この後のこととも関連をしますが、山田議員宅だけではないんだよというのは本当に町内でよく聞かれますし、実際にある字、特定をして何件ということでもリークをされる電話がかかってくる。そういう点から見ても公平な負担、そして水道事業の公平な運営ということから考えますと、この山田議員宅の盗水の問題は、本当に誰が見てもきっちり町が請求をしたと。そして、払わせた、責任をとらせた。刑事上も民事上も、そういうことを町が貫いたということと言わしめる上でも非常に大事な点でありますし、次に進んでいく上からも基礎になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思うんです。

そこで、盗水バイパス管を設置した業者への厳正な対応の問題です。これは、盗水バイパス管を設置した業者、私も話をしました。その設置業者の厳正な処罰も、それから町の納入業者として認定をされたり、それから、水道の施工業者としての認定など、とっておられると思いますが、そういう点でもこの業者の厳正な対応が必要だと思いますが、その見解を求めます。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 まず、管を施工したという業者は水道の認定業者ではございませんというのが1点でございます。

あと、今後の捜査によりまして参考人というふうな形で呼ばれると思いますが、その中でどういうふうにかかわってきたかというのが明らかになると思いますので、それを見まして対応していきたいと、かように思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひとも、本人も口では私がかかわってないということを言っているようですが、雰囲気としては非常に責任を感じているような雰囲気もございませぬ。

そこで、3つ目の盗水は山田議員宅だけではないとの声が蔓延をしている状況に対して、疑惑対象はもちろんでありますが、全戸調査の早期実施が必要であります。その上で宅内からの逆水は不正取水だということを明確にして対応をしていく必要があると思いますが、今後の公平さを確保する上でも、不正は未然に防止をするということからもどのような取り組みをされるのか、

お答えください。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 調査につきましては、先ほど宮寄議員のときにお答えさせていただきましたので省略させていただきます。あと、宅内からの逆水は不正取水として扱うというふうなことでございますけども、何らかの工事とか、メーターをかえにいくとかいうときに逆水が発見されたというようなときには、まずは残留塩素があるかないかという確認をさせていただくと。それとあと、井戸水が連結されているかどうかというものの確認をしたいというのと、もう一つは、最近温水ボイラーがあります。これが逆支弁がついていないやつがありますので、逆に流れてくるというふうなところがあります。これはしばらくすれば90度か70度ぐらいの熱いお湯が出てきますので、これはそれというふうな判断ができますけど、それ以外の場合につきましては不正取水というふうな扱いで迅速に対応していきたいと、かように考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、逆水について幾つかその詳しい状況を調べた上で、もともと逆水が流れるということ自体は疑惑の1つ、そして精査をつけていくわけですが、受水タンクや、それから給湯器などの点で言いますと、給水条例の施行規則でも第7条で逆水弁をつけることが決められています。ですから、そういう点では違反行為なんだということをしちっと啓発をし、指摘をしながら、この逆水が、バイパスが接続されているためかどうかの検査をぜひ厳正にさせていただきたいというように思います。

8年前、私も苦い経験があるんですが、町に当時聞きますと、あちこちあるので早うバイパスをとっておけということで発見をした場合穏便に済ませるとというのが実態だったというように聞いていますが、ここは今そういう点ではもう前進をして、不正取水は許さない町の体制が整えられているということアピールをしていく必要があるわけです。

それで、昨日の答弁の中で、町民の良識にゆだねるしかないという見解が町長を含む甲良町行政組織の見解なのかと疑うわけですが、不正取水の流れや正規の水道料金の支払い拒否の動きは、これがとめられなくなってしまいます。それでいいのかどうか、見解を聞きたいと思います。現に盗水が発覚し、バイパス管を工事した業者が山田議員宅ではないと私の前でも町長にも話していると聞きます。こんな無法が放置されてきたこと自体が現実に判明している現在、町民の良心に呼びかけるというだけの能天気な状況でいいはずがありません。法と町民の資金で運営されている行政が、このことを突破をして、毅然とした対応を確立をしていくというように必要ですが、再度

お答え願います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 不正取水を防止する啓発につきましては、ぜひともやっていかなければならないというように思っております。

あとは、先ほど言いましたように、町条例が制定できるか、できないか等につきましても、今後町長さんとほか検討しまして対処してきたいと、かように思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ検討する中に、次のことを研究してほしいというように思うんです。水道法の17条を言われました。確かに同意を前提にしています。しかし、町条例の34条は、広く町長の検査権を認めています。さらに、施行規則32条に、その処置の指示が書かれて、緊急の場合はこの限りでないとしています。つまり、不正の疑惑を発覚したとき、一々復命書を町長に提出して、その指示を仰ぐということをしなくてもいいというのはここで読み取れるわけです。

もともとバイパス管の接続は、検針メーター手前の町の財産区分のところでありまして、ある自治体の給水条例を読みますと、水道メーターも町の財産というように認定をして、その水道メーターもその設置者に貸し出しをするという規定になっているところもあります。そして、明確に水道メーターから本管側は町の財産と明らかに規定をしている自治体の条例がありました。バイパス管が設置してあるかどうかの確認作業ですね。町所有物の財産管理の範囲になるものでありまして、34条に基づく検査を水道利用者が拒否できない。こういうことを徹底すべきだと思います。

ましてその検査の対象は、逆水など疑わしい現象が発覚した家庭等に限定されるわけですから、毅然として歯どめ策、つまり二千数百の甲良町の全世帯がこういう対象になるわけではありません。疑惑が限定されたところに調査権が発動されていくわけですから、そのところは毅然として、歯どめ策を34条に基づいて町の財産管理の範囲を調べるという形をぜひとも行使をしていただきたいと思います。見解をお願いいたします。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 もちろん疑惑がわかった場合はそういうようにさせていただきます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、一歩前進をしたなというように思います。同時に、町がそういう方向で姿勢を望めば、今までバイパス管をつけていた方が改善をされるということもあり得ることでありまして、これは不正取水がなくなる方向、

今までの罪はそれでどうだったのかということになりますが、それは発覚次第、また厳正な対応が要るというように思います。

次に、大きな問題のごみ問題のところに進みます。

宮寄議員もいい角度で質問をしていただきました。私は週2回収集に限定をした問題と、町民と行政がタイアップしながら協力体制でごみ問題の解決に向かうという大事さを質問をしたいというように思います。

1つ目の燃えるごみの週2回収集、これが非常に早期で実施をしてほしいというのが声で出ています。これで週2回収集にすれが回収ごみの総量が増えるわけではないわけです。この点、今までの丸山光雄議員の答弁で、週2回収集はできない。1回でというようにされています。また、半面、検討もしたいというように言われていましたが、お答えいただきたいと思います。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 24年度は今までどおりの計画をいたしております。2回については、今のところは考えておりません。

ただ、先ほど宮寄議員の方からもリサイクルの話とかいろいろありましたように、その辺を含めてごみの減量をしていく中でどういうふうに取り組んでいったらいいかということについてはもう少し深く考えさせていただきたいというふうには思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 さんざんこの問題は、豊郷町が週2回収集、今年で5年目に入ります。愛荘町、多賀町は既に実施をしています。リバーセンターへの搬入の自治体でも、週2回になっておりまして、週1回というのは県下で見ても甲良町だけ。リバーセンターの管内で見ても甲良町だけというようになっています。

そこでお聞きしますのは、個人でごみを減量しようとしても限界があるのが事実です。もちろん個人努力もあります。包装紙や紙おむつなどは切っても切れない関係のように消費生活上でついてまわってまいります。週1回に合わせてごみの排出量を家庭内で調整をしているに過ぎません。

町長も担当者もドラム缶通りとも言える風景を知らないはずがないんですあるところに行きますと、ずらずらっと並んでいます。これが一筋や二筋だけではありません。こういう点を、ごみが減らないのは町民に一義的な責任があるわけではありませぬので、まず町が率先をして週2回収集に応えるということが町行政と町民との協力体制をつくる上での前提になってくると思っておりますが、再度お尋ねします。

○建部議長 住民課長。

○中川住民課長 おっしゃるとおり、ドラム缶で燃やしている風景を私も目に

しております。そのことはそのことで憂慮する問題でありますのでただしていかねばならないと思っています。

それと併せて、やっぱりごみの分別とかいう部分でなかなか徹底していないということもありますし平成19年、20年に各字を回らせていただいたということを知っています。その翌年あたりにはごみが減っているという事実もございますので、24年度はそういうようなことの取り組みを再度やらせていただきたいというふうに考えています。

リバーセンターの連絡協議会というのがありまして、リバーセンターのある地元の方との話し合いの場なんですけれども、そういった場でもごみをもっと減らしてほしいという意見も伺っておりますので、そういったことについて住民さんと1年かけて少しディスカッションをさせていただいた中で次の対策を考えていきたいなというふうには考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この間、容器リサイクル法など、ごみの関係の法律が施行されましたけども、一向に減量とはならないんです。産業構造、流通など、全体の見直しが欠かせないと考えます。そのためにも目の前にある町民の困り事を解決をして、分別回収の徹底、食用油の回収・再生事業など、希望が膨らんでいくというものであります。親を自宅で介護しているという複数の町民から訴えがありました。ぜひ実現してほしい、こういう願いでありますし、また、紙おむつを燃やしていた高齢者が、その火が燃え移って死亡されるという、去年痛ましい事故もありました。町民の切実な願いに思いをはせて、ぜひとも実現してほしいと思っておりますが、財政上の問題も、2,000万、3,000万かかるのかなというように近隣に聞いてみましたら、2倍にはならない。現在の2倍にはならない。週2回収集することによって掛ける2となるのでやなくて1.6から1.7、こういうことであるというように聞いています。町長、ぜひこの24年度には実施ができる段取りを検討いただいて、決断をしていただきたいなと思っていますが、見解、町長の方、よろしくお願いします。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** ごみの減量問題は、本当に切実な問題でありまして、私もできるだけリバーセンターの方にはごみは出さないようにということで家庭努力をいたしております。特に生ごみについてはすべて生ごみ処理機で処理をして有機肥料にして畑に戻してやるというようなことで努めております。

甲良町のリバーセンターに搬入されるごみの量というのは、非常に金額的にも大きいというようなことから、私が議員のときに生ごみ処理機を提案をさせていただいて、相当数のご家庭に処理機も購入をしていただいて減量

の協力もしていただくというような方向で取り組んでもきました。今現在も生ごみ処理機については上限が2万円ということで補助もさせていただいている。

それと、生ごみの袋もいろいろこれから検討していかないかなというように思っています。というのは、リバースに搬入する生ごみは水分が非常に多い。そういうことから、その水分の量をまず減らすということが非常に大事かなと。例えば、今のごみの袋、皆さんに買っていただいておりますが、例えばその袋のそこにパンチぐらいの穴をあけた、メッシュみたいな感じで水分をできるだけご家庭で除去してもらったやつで出すとか、あるいは紙の袋にしてはどうかというようなことも、実は広島の方の自治体では紙の袋にかえた。そしたら、塗れて底が抜けた。これは大変やということでそれぞれのご家庭が紙が塗れないところまで絞って、そして、生ごみを袋に入れて搬出するというようなことでごみの量が相当数減ったというような、そういうようなこともございます。

したがって、まず啓発として、そういういろんなことを今後は検討もしていきたいなど。ただ、夏場になると非常ににおいもするということから週2回収するというようなことも実施もしておりますので、こういう今の寒い時期は、皆さんもう少し認識を高めていただくということも大事かなというように思いをしております。今後、議員おっしゃるように検討課題というようにさせていただきたい。このように思っています。

○**建部議長** 西澤議員、ごみの話はこれで。

○**西澤議員** ぜひこれは甲良町行政と町民がともに解決していく大きな問題でありますし、その願いに応えらる。当面の願いに応えらるということで踏み切っていたいただきたいと思っております。

次に、自治体として原発からの撤退を求める取り組みおよび防災計画の充実の充実の問題です。昨日付のニュースで最新の地震観測研究の成果がより緻密に、正確に予測できるようになった。こういう特集が放送されていきました。東日本大震災の震源地より遠いところに広がっていることがわかり、関東、それから甲信越の内陸部のところでも余震が続いている。そして、それが数年、あるいは数十年にわたってそういう地震活動の活発化がされるということも報道をされています。

そこで、今回県のP P A、これは専門用語になってはいますが、解説上、屋内退避やヨウ素剤服用などの対策を準備する地域がP P Aというわけですが、その範囲を県内全域化に広げるとした中で、50ミリシーベルト以上の放射性ヨウ素が飛散する地域、予測地域から甲良町だけが抜けています。ある方から、何で甲良町は省かれたんやと。これは自然観測やシミュレーシ

ョン観測から外れたわけですが、中日新聞の2月1日付を見るとそういうふう映ってしまったわけです。

しかし、その誤解とは別に、P P Aの範囲からも外されるのかという疑問がありますが、そこはそうではなくて、町独自のヨウ素剤の準備を進めるのかどうか。

続けて、防災計画の充実、報道で見ますと、滋賀民報に県下の一覧表が出されていますが、12年度策定予定ということで書かれています。どう準備がされているのか、お聞かせください。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 報道での状況についてご説明をいただきました。

シミュレーションにつきましては、県が独自に予測をしております、甲良町には影響が出ないということではございますけれども、その事故の時期、あるいは風向き、気象関係のことでどのように影響がしてくるかはわかりません。滋賀県では、全県域をP P Aの区域に組み入れるということでございます。甲良町が除かれているというわけではございません。県としては原発の事故に対して正しく知り、正しく恐れ、正しく備えるということにより被害防止、軽減を図るとしています。P P Aの全圏域化を県防災計画に24年から入れ、避難や安定ヨウ素剤備蓄の方法を練ることとなっています。

本町でも平成24年に防災計画を見直し、原子力の項目を入れていきたいという思いでございます。きのうもお話がありました防災マップもそういうふうなことの中にうまく入れながら防災計画の修正に当たってまいりたいと思います。当然県の計画との整合性を図る必要がございます。現在も県と市町の防災連絡会議が続いておりますので、ヨウ素剤の備蓄について町独自にも必要かどうか情報も収集してまいりたいという思いでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、答弁の中にありました県との整合性と言いましたが、報道を見ますと、県の防災計画の充実の点の中に、セシウム汚染、それから琵琶湖汚染については想定をしていないということがありますが、それが事実なのか。そうであったら、そのことは想定しながら琵琶湖の問題、水の問題は非常に大事ですので、そこは町独自でも入れなあかんのとちゃうかとは思っていますが、どうですか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃっていただきました琵琶湖の関係につきましては、計測点を1つ設けるという話は聞いておりますけれども、県の中にしっかりと琵琶湖の関係のものが入っているかどうかというのは、入れるというふうになっているのかどうかは、私、申しわけないんですけども、確認しておりま

せんので、またそこら辺のことを確認しておきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、今、原発の再稼働が問題になっています。大飯原発の3号、4号機の再稼働が焦点になっていますが、反対あるいは異議あり、この専門家会議でも大もめで、傍聴者を締め出すとか、それから、そういう状況があったりして混乱が続いています。これで甲良町も琵琶湖圏域の大事な構成の自治体の1つです。自治体の長が声を上げるというのは非常に大事だというのがインターネット上でも非常によく書かれています。北川町長にぜひこの態度表明がしていただきたいなと思っていますが、見解をお願いいたします。

○建部議長 町長。

○北川町長 原発については毎日毎日いろんな報道がされております。特に我々の関西地方では関西電力の原発が、いわゆる敦賀から若狭湾一帯に集中してあって、14基、最後に2月に稼働がとまるというような状況になって、今現在原発の方は全部が停止というような形になりました。

先般、細野原発担当大臣が3月3日のコメントで、全国の原発が5月にもすべて停止するが、安全性を確保した上で再稼働が必要との見解を発表しました。私は、個人的には今現在関西電力の原発がすべて停止しています。東京電力においては、原発が停止したことによって今度、いわゆる高圧受電契約事業所、いわゆる50キロ以上のキュービクルを装置している、そういう事業所は大幅な電気料金の値上げをするというようなことを言っております。そのことによって東京のある企業は、電気炉で金属を溶かして、それを鋳型なりに流し込んで、そういう製造をしている企業もございませう。その企業は、その値上げによって年間3,000万の電気代がアップするというようなことになると、企業としては採算が絶対とれないというようにして悲鳴を上げておられる。

東京都も中部電力から電気を買いたいというようなお話もございましたが、それはなぜかという、大口電力の契約者であるから値上げによって困ったというような、そういうような問題も出ております。

以前にニュースか新聞か、ちょっとはつきりしないんですが、私も記録に書かせていただきましたが、原子力発電は1キロワット当たりの製造単価が5円90銭、LNG火力が6円40銭、石炭火力発電が6円50銭、石油火力が10円20銭、一般水力発電が13円60銭というようなことで、原発の1キロワット当たりのコストが一番安いということから、日本全国で原発が導入されたのかなというような中で、3.11で、津波によって東電の電力が破壊されて放射能の影響で大変な大惨事になりました。そういうことを

考えると、原発はできるだけない方がいいのかなというような思いをしております。

菅総理のときにストレステストを実施するというような話がございました。敦賀の関電の原発もストレステストの結果は、大飯原発も結果がオーケーであれば再稼働したいというような話もございます。私は、津波対策等、こういうものをすべて含めて、今の段階ではすべてを停止するのではなくて、原発の新規は認めない。そして、10年目以降に政府が決めた寿命は40年とやうていますので、寿命が来る時点からすべて廃炉にするというような方向で少しずつ代替エネルギーにかえていくということが、今すぐという段階では望ましいのと違うかなと。私も個人的には製造業を行っています。キュービクルを入れています。130キロの契約です。電力料金が大幅に上がったなら採算が取れなくなって廃業に追い込まれる可能性もあります。

したがって、今後、原発に頼らない、そういうためには、例えば天然ガスなりを今開発もいろいろなところでされております。三井物産がそれを契約したというようなことも聞いています。したがって、そういう代替エネルギーによって原発をやめて、それでもなおかつ原発に近いコストになるように努力をしてもらうことは非常に大事なかなと。

今、犬上ダムも今までずっととまっておったのが水力発電が今稼働してます。月火水木金、週5日というようなことで、水電も非常にコストがかかるが、これもやむを得ないなというような思いも私もしております。したがって、今申し上げましたように、徐々に原発は廃止の方向で進めていくが、今すぐ、即刻すべてを中止、停止するという事は非常に日本の全産業構造から言っても無理かなというような、私は思いをしています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 論議の時間がなくなってきたわけですが、コストの一番安い点は、これは再処理費用、それから廃炉計画、それからもんじゅ、ふげんなどのMOX燃料、こういう費用が入っていない計算になっていますので、また確認をして論議をしたいというように思います。

それで、野田内閣が3号機、4号機のストレステストの結果を妥当と判断をして再稼働にやっきになっていますが、しかし、そのストレステストの科学的裏づけがないことに批判が高まっているのです。その理由は、次の事項です。

1つは、何よりも東京電力、福島第一原発の検証結果がされていないもとで、安全の実証が空論になっています。メルトダウンした核燃料が今どこに、どのような状態であるかも不明だと言います。

2つ目に、ストレステストの実施は電力会社が主体で、あの稼働やらせメ

ールの原子力安全保安院が妥当か否かの判断をするというものです。つまりお手盛り検査になっています。

3つ目は、格納容器が窒素で満たされた福島原発の沸騰水型とは違って、大飯原発は窒素が満たされていない加圧水型であります。保安院が審査した大きいから大丈夫というのは全く根拠がありません。これは、元東芝原子力プラント設計技師の後藤政志さんが新聞紙上で指摘している要約であります。

何よりも過酷事故が起きた場合の制御できる能力が、技術も人間界では未完成だということが非常に大事なところだということに思います。そこを指摘して、次に移ります。

4番の町職員の手当のその後についてであります。労使間のトラブルは当事者能力を基本に対応することを私たちは基本にしています。ただ、行政における公正なルール、運用がされていないのか、疑問が生じているためこの質問に至ったものであります。

まず、1番目の過去の不適切な対応、これの根本的な反省や総括、どうなっているのか、お尋ねします。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 事件のことを教訓に、扶養関係の処理につきましては、厳正にチェックをさせていただいています。総務課はもちろん、町長を含め、本人を面談し、厳正に審査することとしているところでございます。これは22年の9月にも議会の中で言わせていただいたところでございます。

また、町の監査委員さんからの決算監査の中での指摘も強くいただいております。それについてはイントラで職員に通知をしたところでございます。特に21年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書の中では、扶養手当については支給対象が適切であったか。不適切であれば是正措置を直ちにとるようにし、また、他の手当についても再度精査し、適正に処理されるように求めるということで、ご指摘もいただいております。また、次の決算監査のときにも扶養手当についてご指摘もいただいております。

そのようなことで反省に立ちまして、扶養手当の支給は住民の税金から賄われているというふうなことを認識しまして、厳正に支給させていただくことに努めているというものでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 特にポケットマネーを支払ったことで扶養手当の基準の信頼性と役場のトップクラスの2人が基準に適合するならば、その手続に沿って、だめであればだめとすっきりしない甲良町行政の筋の取らない姿が浮き彫りになったと思います。議員の信頼はもちろんであります。行政の信頼を改めて傷つけた責任は大きいというところでどう考えているか、お答えください。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 住民の方の行政不信を受けることになったということは重大でございます、関係職員2名を処分をしているというところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、見直し作業が進められていると聞いています。何を基準に実施をしたのか。県の扶養手当はクリアしているのに町の基準ではクリアできていなかったというケースでありますし、その職員への説明、これが公正公平で対応されていると言えるのかどうか。この点、疑問の声が出されています。ここはどうでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 2番目と3番目を続けておっしゃっていただいたでしょうか。

それでは、根拠でございますけども、甲良町職員の給与に関する条例、あるいは、甲良町職員の給与に関する規則というものがございます。第7条で扶養親族の届け出、その3項に、認定の際必要と認めるときは職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができるとございます。

また、8条では、事後の確認ということで、受けられてからそれ以降の確認の仕事でございますけども、任命権者は扶養親族に足る要件を具備しているかどうかを随時確認するものとするという規定がございます。

そういうふうなことを見させていただきながら、今回平成23年8月から別所帯の親族を扶養している職員に、扶養に関する調書の提出と経済的援助をしている援助額を証することがわかるものを添付していただくようなことをお願いをしたというものでございます。よりわかりやすいような形でお支払いをさせていただきたいというものでございます。

もう一つ、ございました。それは、しっかりとした手続がということでした。

23年8月に被扶養者資格調査時になんですけども、通知文と様式を別所帯の親族を扶養している職員全員に提出依頼をしております、周知期間も持っている。その中でですけども、経済的援助がわかるような、例えば生活の経費を通帳から落としているとか、援助金の額が通帳からわかるような形で切りかえていただきたいというふうなことでの文章もそこへ添えているということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 訴えられているのは、同居、同居でないところでその区分けができるのかと。つまり、同居している場合、そういう経済的援助、これが証明できるような状況ではないという点で、公平さが欠けるのではないかという指摘であります。今後、納得いく話し合いを私は求めておきたいというよう

に思います。

次に、医療費の無料化の拡充の点は、2人の議員が質問をいたしました。私は、子育ての支援策を充実させる上でも、また、重症化を防ぐ上でも通院医療費の無料化は中学校の卒業までをめざしながら、まず、小学校ということで進めていただきたいと。予算の規模で言いましても1,100万ほどということで答弁がありました。ぜひ検討を、実施を求めたいと思いますが、見解を求めます。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 先ほどの山田議員の答弁にも町長が答えましたように、現在はこのままで続けさせていただきたいということでよろしく願います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は以前からハード面、それから建設関係、そして人身の支援、生活の支援を重点に置くべきというように訴えています。そのバランスのよさから見ても、これは大事な施策だということを指摘をしておきたいと思えます。

続いて、直売所の関係ですが、今回予算の中に交流館の建設が出されています。予算決算の常任委員会でも審議をされているところではありますが、私の疑問点や、それから問題提起の点は、この予算決算の常任委員会の中で、この予算審議とも関連をしてみたいと思います。そこで、進めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

まず、2つありますので、その見解だけお答えください。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 まず、直売所の計画に対しまして、施設拡大は不安要素が解消され、出荷・集客・信用・売り上げなどの実績を見てから実行をとという質問に対しましては、本事業は町内農業の振興策、地域活性化策といたしまして推進をしております。平成16年度の道を活かした交流拠点のあり方検討調査委託業務、そして18年度のふるさと交流村基本設計業務で始まりまして、その後、集落懇談会での構想の説明と、そしてまた、意見の交換を行ってきました。

また、当初計画に関しましては、甲良町の財政規模から考えますと大き過ぎるとの指摘もございまして、不必要な部分をそぎ落としまして、それと並行をまたいたしまして、農業者の代表者であります計画運営協議会や直売所の役員の方とも協議を行ってきました。そういうようなことから、町民の意向を入れ込んだ規模、内容の計画と考えております。

それと、昨年7月30日に、直売所がプレオープンということで営業を

始めております。現直売所に対しましては出荷とか集客、信用、売り上げ実績は上がっております、相乗効果といたしまして組合員の士気、そして意欲も来年度の交流館のオープンに備えまして着実に上がってきております。このような状態で着実に実績を上げていると考えております。

それと、2点目のご質問に関しましては、交付金、期限にしばられないことが何よりも肝心ではというご質問でございます。

これに関しましては、できるだけ少ない一般財源で有効に事業を行うということから、県の簡易パーキング整備事業、そしてまた、町で農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、それと、犬上川沿岸土地改良区で行いました地域用水推進事業等々を利用いたしましてやってきております。交流館建設につきましても、農山漁村活性化プロジェクト交付金の最高の事業の期間が5年間ということで、24年度の完成をめざしているところでございます。

○**建部議長** 少々 of 延長はいいんですけど。

○**西澤議員** 3月議会が始まってからの論議を聞いていまして、また、駅長の設定、経営主体の確立、それから、こちらだけの体制だけではあきません。お客の信頼性をどうように確立していくかという問題も長い期間のスパンが要ると思います。そういう不安の状態がこのままの出荷体制や陳列品の豊富化、不安定要素が聞かれます。太鼓判を押せる状況というように言えない状況であります。誰もがこの事業は失敗は許されないという点では共通をしています。

そこで、いったん国に事情を説明して、条件がそろい次第新たに補助申請をする道の方策をとるのか。それとも、このまま施設拡大をして進むのか。この検討は非常に価値がある検討だと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 交付金事業の要綱上、着工からそこに決められました事業期間内での完成ということが明記させておりますので、現在のところは定められました期限内の完成ということで考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 続きは予算決算の今後の24年度の大事な事業でありますし、今後の甲良町行政、また町民の進むべき道がどうようにあるのかという点の論議の筋でもありますので、そこに譲っていきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。

○**建部議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 5時22分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 宮 寄 光 一